

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

2009 年度 事業報告書



Human Rights Now

<特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ 2009年度事業報告書 目次>

挨拶	2
第一 活動報告	3
一 ヒューマンライツ・ナウ (HRN) の活動	3
二 プロジェクト報告	4
I 国際支援事業 (人道法プロジェクト)	4
II 国際支援事業 (女性と子どもの人権プロジェクト)	8
III 国際支援事業 (人権侵害事実調査・公表・提言)	13
IV 国際支援事業 (海外人権教育プロジェクト)	25
V 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業 (外交政策・開発援助と人権プロジェクト)	28
VI 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業 (国内情報提供プロジェクト)	29
三 HRN が主催・参加したイベント、セミナー等の開催	34
四 会合出席等	35
I 海外	35
II 国内	36
五 成果物・意見表明	37
I 声明等	37
II 報告書・意見書等	37
III 賛同した声明等	38
第二 組織運営	39
一 会員の状況等	39
二 事務所の現状及び理事会・事務局の組織、運営体制	39
I 事務所	39
II 役員一覧	39
III 理事会	41
IV 事務局	41
V プロジェクト参加メンバー	42
三 広報、会計、ファンドレイズ	43
I 会費収入について	43
II 寄付・助成金等の収入について	43
III 広報について	43
四 各種会議開催状況	44
I 2009年度 事務局会議開催日	44
II 2009年度 理事会開催日	44
III 2009年度 運営顧問会議開催日	44
第三 会計・財務	45

挨拶

おかげさまで、2006年7月28日に設立したヒューマンライツ・ナウ（HRN）も四年を迎えることができました。みなさまの日ごろご厚情に心より感謝いたします。

発足以後、フィリピンの人権活動家に対する殺害に対する調査ミッションが有効に機能し、人権侵害が激減し、また、「平和構築と人権」（カンボジア・クメール・ルージュ法廷）に関しては、当団体の被害者参加の提言が採用され、法廷で人権侵害の被害者が訴訟主体として参加をするに至っています。

また、ビルマ（ミャンマー）の人権に関するプロジェクトについては、みらいを担う世代に人権を教える法律学校ピース・ロー・アカデミーが再開され、いよいよ今期から講師派遣をスタートすることができました。また、パレスチナの人権に関するプロジェクトでは、ガザ紛争に関して国際人権・人道法違反の調査・責任追及を求める国連人権理事会、国連総会決議の実現を迫り、そのフォローアップを監視し、現実の決議採択に役割を果たしました。そして、ヒューマンライツ・ナウとして国連の人権理事会の会合に出席したことから、その存在を世界に認識させ、国際人権NGOとのネットワークを築くことができました。女性の権利、子どもの権利のプロジェクトも活発に活動を進めています。

さらに、今期は、新政権に対する国内外の人権政策の転換を求める提言を行い、一定の反響を得て、人権政策に関する議員連盟の結成につながっています。また初の書籍「人権で世界を変える30の方法」が5000部を超えて販売され、人権問題を考える機会を多くの人々に提供するとともにヒューマンライツ・ナウの活動や考え方を知っていただく機会を提供することができました。

このように、ヒューマンライツ・ナウでは活発な活動を展開し、一定の分野で成果を収めるに至っております。来期は、こうした活動をさらに発展させ、アジア地域を中心に、人々のかけがえのない人権を実現するために、アジア地域のNGOや国連機関、日本の政策担当者、メディアとのより緊密な連携を図り、専門性と機動性、影響力を強化していきたいと考えます。

私たちが取り組む人権問題の訴えが現実を変える力を持つためには、国内そして国際社会において影響力を一層高めていく必要があります。そのために組織規模・財政規模を飛躍的に充実させ、国内外での発信力をいっそう高めていきたいと考えています。今期は、組織的には、運営顧問会議の結成、プロボノ活動を行う弁護士、法律事務所の増加など、大変重要なサポートを得ることができましたが、課されている期待、そして使命を全うするためにも、さらなる組織基盤の強化を図っていく所存です。

会員のみなさまからの、お力添えを今後とも何卒よろしく願いいたします。

第一 活動報告

一 ヒューマンライツ・ナウ（HRN）の活動

HRNは、以下の活動を行うことを目的としている。

I 国際支援事業

- ① 人権に関する状況の調査・公表— 人権侵害に苦しむ地域に駆けつけて現地 NGO と協力して事実調査を行い、世界にむけて報告し、人権状況の改善を訴える。
- ② 法整備支援その他の人権の促進保護にかかわる協力。
- ③ 人権の専門家の交流促進— 平和構築における人権・法の支配の尊重の実現、困難な状況におかれた人権活動家のエンパワーメント。

II 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業

- ① 人権状況の改善のために行う、政府機関・営利企業・国連機関等に対する政策提言・要請活動— 人権状況の改善のために、国際社会への働きかけ・外交政策の変更を求める、アジア地域等の人権侵害の状況改善のための日本政府等へのアドボカシー。
- ② 人権理事会、条約機関、地域協力機構での人権基準の設定・実施に貢献する調査研究・提言活動— 国連人権理事会初め国連諸機関への調査・提言・モニタリング・ロビー活動による国際人権基準の発展に対する貢献、ASEAN そのほかアジア地域機構に対する人権面からのインプット。
- ③ 日本の人権問題の解決促進に資する国際人権基準の普及・発展のための事業
- ④ 諸外国の人権状況及び諸外国における人権の促進保護にかかわる活動の紹介・普及事業。
- ⑤ 日本の人権状況の諸外国への紹介に関する事業。

III その他目的達成のために必要な事業

このうち、本年は、国際支援事業として、調査、告発・提言とともに、他の国際人権 NGO とも連携した国連に対するアドボカシーも重視した。また、人権教育支援活動に本格的に乗り出した。さらに、人権の促進保護のための政策提言として、外交・援助政策における人権の主流化を図り、対外的な人権政策の転換を求めるとともに、国内の人権政策の改革等を求める包括的政策提言書を作成・公表することができ、これをもとに、国会議員に対するアドボカシーを進めている。

以下、プロジェクトを中心とする活動を記していきたい。

ニ プロジェクト報告

I 国際支援事業（人道法プロジェクト）

紛争は多くの人権侵害をもたらし、また人権侵害の横行とそれに対する不処罰は紛争を生み出す原因となっている。本当の平和を構築するためには、過去の人権侵害と向きあい、これを克服するプロセスが重要である。HRN は、紛争などに起因した深刻な人権侵害から立ち直ろうとする社会において、過去の人権侵害の真相を解明し、法の裁きや和解を実現するプロセス（Transitional Justice）を支援する活動を展開している。

1 カンボジア特別法廷（ECCC）の進展とモニタリングの継続

（1）カンボジア特別法廷の概要

1970年代のカンボジアのクメール・ルージュ政権時代の重大人権侵害を裁くためにカンボジア政府と国連との合意によってカンボジア特別法廷（ECCC）が設置された。1975年4月から1979年1月の間、クメール・ルージュ（ポル・ポト派）政権は、恣意的な拷問や処刑、虐殺、強制移住、強制労働などの深刻な人権侵害を行った。強制結婚や集団強姦などの女性に対する人権侵害も指摘される。人権侵害による死亡者は150万人以上とされ、ほとんどのカンボジア市民が自分や家族に何らかの被害を蒙った。

しかしながら、その後の紛争継続もあり、責任者に対する実効的な裁判と処罰が無いまま20年以上が経過した。和平協定と国連暫定統治を経て、1993年に新憲法に基づく政権が樹立されるが、交渉の末、カンボジア政府と国連が特別法廷設置に関する合意に達したのは2003年であった。同政権期の「人道に対する罪」などの重大犯罪について、同政権の上級幹部及びこれらの犯罪に最も責任がある者が訴追の対象となる。

HRN は、この法廷が本格的に動き出した2006年夏以降、この法廷に関するモニタリングと提言を行っている。HRN は、特に、被害者参加の問題を重視している。

（2）2006～2008年度の法廷の動きとHRNの活動

※ ケース01とは、S21（トゥールスレン）収容所・キリングフィールド（チュン・エク）を中心として行われた拷問・殺人等について、カン・ケック・イウ（Duch、S21所長）を被疑者・被告人とする事件

※ ケース02とは、カンボジア全土にわたる強制移住・強制労働・拷問・殺人等について、ヌオン・チア、イエン・サリ、キュー・サンパン、イエン・ティリト、カン・ケック・イウの5人を被疑者・被告人とする事件

※ ケース 03、ケース 04 とは、現在、共同検察官の間で訴追の可否について意見が一致しないまま、手続上、司法捜査段階に入った事件であり、ケース 01、02 で被疑者となった者以外の 5 人が被疑者 5 人であるとされている。

- 2006 年 7 月 法廷の運営開始（裁判官・検察官の宣誓式）
9 月 HRN が「被害者に正義を」公表（10 月改訂）
10 月 HRN が現地訪問（被害者参加問題など）・報告会
- 2007 年 6 月 法廷が内部規則を採択（被害者参加など）
7 月 司法捜査（予審）開始（ケース 01・02）、カン・ケック・イウ（Duch）の送致・勾留
9 月 ヌオン・チアの逮捕・勾留
11 月 HRN が現地訪問。イエン・サリ、イエン・ティリト、キュウ・サンパンの逮捕・勾留
12 月 HRN が報告会・外務省に要請書提出（内部運営問題など）
- 2008 年 1 月 国際シンポジウム「ジェノサイド研究と平和構築」（場所：東京大学）にパネリストとして参加（山本）
2 月 被害者（Civil Party）の代理人が公開審理（ヌオン・チアに関する公判前手続）に初参加
4 月 国連特別アドバイザー D.Tolbert と面談
7 月 HRN が「集団被害者訴訟の実務」を公表
8 月 捜査判事が司法捜査終結命令（ケース 01）、HRN が現地訪問（被害者参加のあり方など）
12 月 カン・ケック・イウの訴追決定（ケース 01）
HRN がシンポジウム平和構築と人権「カンボジア特別法廷の挑戦」を主催（共催：東京大学「人間の安全保障」プログラム、後援：カンボジア市民フォーラム） ※報告書：
<http://hrn.or.jp/activity/area/cat17/1219/>
- 2009 年 2 月 第 1 回公判（ケース 01）
3 月～4 月 HRN が現地訪問・法廷傍聴
8 月 HRN（インターン）が現地訪問・法廷傍聴
ケース 03・04 が司法捜査（予審）段階に入る
9 月 内部規則の改訂（4 訂版）
11 月 27 日 結審（ケース 01）
- 2010 年 2 月 内部規則の改訂（5 訂版）・・・被害者参加手続の整理など

5月 HRNが、フリージャーナリスト木村文氏を招いて、「クメール・ルージュ
ユ法廷・裁判傍聴レポート」（場所：法律事務所フロンティア・ロー）
を開催

7月26日（予定） 判決言渡し（ケース01）

（3）被害者参加・補償に関するアドボカシー等と2009年度の活動

重大な人権侵害の被害者が十分に参加して意見を述べ、彼らに対する適切な補償が実現されることは、平和構築のプロセスと国民和解において極めて重要である。HRNは、2006年9月、意見書「被害者に正義を」を発表するなど、被害者参加に関するアドボカシーを行った。<http://hrn.or.jp/activity/project/cat7/post-9/>

こうした動きを受けて、HRNが提言してきた被害者参加制度（付帯私訴、補償措置を求める権利、集団的代理、被害者ユニットの設置等）を取り入れた内部規則が、2007年6月12日にECCC司法官会議で採択された。2008年2月にはヌオン・チアの勾留に対する異議申立て手続きに被害者（付帯私訴当事者）の代理人が初めて参加した。

また、HRNは2007年11月の現地調査を踏まえ、2008年2月頃からチームを立ち上げ、日本の代表的な集団訴訟に関する調査に着手し、2008年7月9日にレポート「集団被害者訴訟の実務」をまとめた。<http://hrn.or.jp/activity/project/cat7/post/>

2009年度の活動としては、カン・ケック・イウ（Duch）を被告人とする第1事件（ケース01）が起訴に至り、2009年2月に第1回公判が行われたことを受け、実質公判が始まった3月30日から4月1日にかけて現地を訪れ、公判傍聴を行った。また、8月には、インターンを公判傍聴等に派遣した。

加えて、2009年9月、2010年2月のECCC内部規則改訂にあたって、多数の被害者参加に直面して効率的な手続を採用したいというECCC側の要請の中で、被害者の権利を確保しながらその実現を図るための方法を提示するものとして、上述のHRNレポート「集団被害者訴訟の実務」及びこれに関連する提言活動は、重要な役割を果たしたと評価している。

また、2009年4月から5月にかけて、被害者参加の実効性を高めるためにはECCCに被害者への適切な補償措置を提案する必要があるとの視点に基づいて補償措置についての調査活動（現地調査及び文献調査）を企画し、その費用について庭野平和財団及びトヨタ財団の助成プログラムに応募した。結果はいずれも選考に到らなかったが、引き続きECCCの進行に応じた企画について助成を得るための活動は継続する予定である。

なお、このほか、ECCCの内部運営上の問題点については、その抜本的改善のため最大ドナーの日本政府の役割が大きいことから、外務省の行動を求める要請書を2007年12月12日に作成し、外務省南東アジア一課にも直接要請を行っていたが、2009年度においても外務省の姿勢及びECCCの運営改善に関して、一定の前進があったと言える。引き続き、この点のモニタリング等も続ける予定である。

(4) 今後の課題

被害者の権利の保障、とりわけ効果的な被害者参加と適切な被害補償を実現するような裁判が行われ、必要な措置が実施されるよう、また、同法廷が、中立・公正・透明な運営体制の下、適正手続に則った裁判を実施できるよう、適宜、必要な調査研究を行いつつ、モニタリング、政策提言を続けていく方針である。(ただし、現地調査を含むモニタリングの強化が必要であるが、調査研究や現地訪問については財政面が大きな課題となっている。)

特に、現在、ECCCにおける適切な補償措置のあり方や日本政府に求められる役割等に関して、提言を行うべく検討を進めている。2010年7月26日には、ケース01の判決が言い渡されるが、その判決の実施に関する問題やケース02に関する問題なども考慮した上で、意見書等の作成を準備検討している。

ケース03、04に関する共同検察官ないし共同捜査判事(予審判事)の間の意見対立などに関連し、フンセン首相側からの影響などについて、予断を許さない状況にある。近時のカンボジアにおける司法の独立、法曹の独立・能力強化、法の支配等の一般的な状況にも十分に目を配る必要がある。

日本におけるアウトリーチ活動は、2008年12月にシンポジウムを行うなどして成果を挙げ、2010年度に入って、5月には、フリージャーナリストの木村文氏を招いて、法廷傍聴報告会も行ったが、いずれも国内での潜在的な関心が強いことが伺われた。この面でも引き続きの検討が必要である。

Ⅱ 国際支援事業（女性と子どもの人権プロジェクト）

1 女性の人権プロジェクト

（１）プロジェクトの趣旨

本プロジェクトは、アジア地域における女性に対する暴力の問題に焦点をあて、実態調査に基づいた問題提起、告発、政策提言等を行うことを、主な目的としている。原則毎年、調査対象国を1つ選び、国内で事前調査を行った後、現地に調査団を派遣し、政府機関や民間団体等を訪問し情報収集を行っている。昨年度は、インドに注目し、現地調査から得た情報をもとに、インドの文化や慣習に基づく、様々な女性に対する暴力の実態を明らかにし、法制度の改善に向けた提言等をまとめた。

（２）今期の活動

①インド調査のフォローアップ

上記インド調査の報告書を2009年5月にまとめ、「尊厳ある女性たちの生を求めて」として公表、日本国政府、援助機関、国会議員などに配布した。この内容は、調査の詳細とともに、インド政府や各州に対する15項目の政策提言及び日本政府等に対する開発援助に関する提言を含むものである。

さらに、インドの女性活動家（ナンディーニ・ラオ氏）を招き、2009年5月16日（東京）と17日（大阪）に、シンポジウム「Asian Activist-a2009」を開催し、調査の成果を公表し、今後の改善につなげる活動を行った。東京、大阪とも多くの方々の参加を得て成功し、特に東京は約120名が参加し、ラオ氏の活動がさまざまなメディアで取り上げられた。

東京でのシンポジウムには、CEDAW委員の林陽子氏（弁護士）、開発政策・ジェンダー専門家の大崎麻子氏もパネリストとして参加され、女性に対する暴力を根絶するための国際的な取り組みについて、CEDAWおよび開発政策の観点からの役割と課題が示されたほか、日本での女性に対する暴力に関する課題についても掘り下げる内容となった。

また、ラオ氏はシンポジウムに先立ち、5月14日、超党派の「開発と女性議員連盟」の第16回勉強会「女性に対する暴力と国際協力について」に講師として参加、基調講演を行い、事務局長伊藤和子らから、HRNのインドにおける取り組みを紹介した。また、外務省政務官との面会、JICAとのコンサルテーションを行い、女性に対する暴力の根絶を開発援助において優先課題として位置付けるようアドボカシーを展開した（この活動は、LUSH JAPANの助成金によって行われた）。

さらに、HRNでは、インドにおける公権力の関与した女性に対する暴力の事案に関してプロテスタターをインド政府に送る活動を行い、インド政府から、「担当の公務員を処分し現在調査を行っている」旨の回答を得た。

②カンボジアにおける DV 防止法に関する調査

今年度は、調査地としてカンボジアを選び、カンボジアにおける DV 防止法の施行状況や今後の課題について検討することとした。事前調査として、弁護士や研究者等約 7 名で構成するチームで、月 1 回程度、研究会を開き、主な法制度についての検討や、文献研究を重ねた。そして、2010 年 3 月 14 日～23 日、プノンペンを中心に、現地調査を実施した。現地では、政府機関、裁判所、警察、民間団体等を訪問し、聞き取り調査を行った。

現地調査の結果、カンボジアでは、DV 防止法の施行をうけ、各関連機関において、一定程度、啓発に向けた取り組みや、被害者支援体制づくりが行われたことが分かったが、施行規則や関連法（民事訴訟法、地方行政法等）の整備の遅れ、関連機関間の協力体制の不備などにより、施行後 3 年以上経った現在も、被害者救済が進んでいないことが明らかになった。調査内容については、次年度、報告書にまとめ、報告会を開催する予定である。

③ビルマにおける女性に対する暴力について

2010 年度の取り組みとなるが、ビルマ女性連盟の要請を受けて、HRN 女性プロジェクト、ビルマ・プロジェクトの参加により、「ビルマ女性国際法廷」を 6 月 27 日に開催し、ビルマ女性 5 名を日本に招聘し、法廷では彼女たちにビルマ軍政による女性に対する日常的な暴力について証言をしてもらい、これら人権侵害が「人道に対する罪の疑いが強い」との勧告的意見が出された。

この活動を通じ、日本ではほとんど知られていない、ビルマにおける女性に対する人権侵害の実情を明らかにすることができた。この活動については、後述する。また、法廷に先立ち、6 月 26 日、来日したビルマ女性ティンティンアウン氏をメインゲストとする「Asian Activist-a2009」を東京で開催し、意識喚起を行った。両日のイベントには述べ 300 名以上の市民が参加した。この企画についても LUSH JAPAN の助成金を得た。

(3) 今後の予定

昨年度に引き続き、カンボジアを対象に、現地の政府機関や NGO と連携し、現状改善に向けた取り組みを行う。また、次の対象国を絞り込み、来期も引き続き、国の内外で、女性に対する暴力の改善に向けた活動を行っていく。

その他、国連の DV 法に関するハンドブックの日本語版発行に向け、作業を進めることとする。

2 子どもの人権プロジェクト

(1) プロジェクトの趣旨

アジア地域では、児童労働、人身売買、商業的性的搾取をはじめとした、子どもに対する深刻な人権侵害が続いている。

子どもの人権プロジェクトは、そのような子どもに対する深刻な人権侵害に焦点を当て、問題提起、告発、政策提言等を行うことを目的としている。

(2) 2009年度の活動

①カンボジア人身売買禁止法及びその条文解説の日本語翻訳作業と勉強会の開催

カンボジアでは、主に性的搾取を目的とする人身売買が横行し、子どもを含めた多くの人々が深刻な人権侵害を受けている。

こうした状況を打開すべく、2008年に新人身売買禁止法が施行された。もっとも、事態の改善には法の適正な運用が重要であることから、本プロジェクトでは、コメントールを作成し、関係機関に提供することで、法の適正な運用に資する活動に取り組むこととした。

2008年度には、カンボジア人身売買禁止法のコメントールを英語で作成し、日本及びカンボジア国内のNGO並びにカンボジア政府に提供したが、2009年度は、日本のNGOにその内容をより分かりやすく伝えるために、同法及び同法のコメントールの日本語訳を提供すべく、翻訳作業を行った。

また、コメントールの内容についての理解を深めるためにプロジェクト内で勉強会を開催した。

②タイー日本間の人身売買禁止協定についての素案の作成

アジアでは、性的搾取や強制労働を目的とする人身売買が横行しており、被害者及び加害者の移動は多国間に及んでいる場合が多い。したがって、一国での人身売買の取締・被害者救済は非常に困難であることから、多国間における事態改善に向けた協力が必要不可欠である。また、アジア地域では日本人が買春することで加害者になる例や、日本で売春をさせるためにアジア諸国の人身売買被害者が日本へ連れてこられる例など、日本が関与する人身売買被害は数多く、日本とアジア諸国との協力体制がぜひとも必要である。

本プロジェクトでは、上記のような情勢、及び、タイーカンボジア間に人身売買禁止協定が制定され、カンボジアーベトナム及びカンボジアー中国間にも同様の協定が制定されたことを受け、日本とアジア諸国との間の人身売買禁止協定を制定するよう日本政府に求めるための取り組みを2008年度から開始した。

特に、タイ政府から日本政府に対し、人身売買禁止協定の締結が求められている現状に鑑み、2009年度は、タイーカンボジア間及びカンボジアーベトナム間の人身売買禁止協定を参考に、タイー日本間の人身売買禁止協定の素案を作成した。

③国内における多言語ホットラインの実現に向けての検討

日本では、アジア諸国から売春目的などで連れてこられ、外部に助けを求めることのできない孤立した中で悲惨な人権侵害に遭う被害者が数多くいる。

そのような事態を改善するには、まず、その被害者らが外部に助けを求めることができるようにすることが重要であり、そのために国内で多言語ホットラインの開設が必要である。

本プロジェクトでは、国内における多言語ホットラインの開設に向けて、専門家や国際移住機関などから実態の聞き取りを行い、合わせて、協議を行った。

④人身売買撲滅に取り組む NGO との交流

アジア諸国の人身売買状況に関し、より有機的実効的な活動をするために、日本国内を拠点としてアジア諸国の人身売買撲滅に取り組む NGO と連携を取り合うことが重要であることから、各 NGO との意見交換の場を設け、交流を深めた。2010年の活動であるが、2010年4月12日から同年6月30日に行われた「児童労働反対世界デーキャンペーン2010」には賛同団体として参加をした。

(3) 今後の予定

①カンボジア人身売買禁止法に関する取り組み

カンボジア人身売買禁止法及び同法のコメントールの日本語翻訳作業が終了したので、今後、日本の関係 NGO に提供し、意見交換をした上で、内容の改善を進め、随時、関係機関に配布していく方針である。

また、同法が施行されて約2年が経過しているが、現地では、取締に関する賄賂が横行し、また、人身売買の被害者自身を取締対象とするなど、法の趣旨に反する運用がなされている現状がある。そこで、2010年度以降、現地に赴いて事実調査をし、関係機関と折衝をするなどの働きかけをすることで、法が適正に運用されるように活動していくことを検討している。

②人身売買禁止多国間協定に関する取り組み

作成したタイー日本間の人身売買禁止協定の素案をもとに、外務省との折衝を開始する。同時に、タイ政府からも日本政府に対する締結へのより強い働きかけをしてもらうようタイ政府関係者とも折衝を行う予定である。

また、他のアジア諸国との協定の締結も求めていくべく、タイー日本間の同協定の素案を参考にタイ以外のアジア諸国との協定案を作成し、上記同様の働きかけを進めていく。

③多言語ホットラインの取り組み

今後も、国内における多言語ホットラインの開設に向けて、関係機関と協議を行い、早期に実現させることを目標とする。

④ 関係 NGO との交流

2009年度において実施した各NGOとの協議で充実した意見交換がなされたことに鑑み、今後も引き続き、関係NGOと交流を深めていく方針である。

⑤ インド北東州の炭鉱における児童労働に関する取り組み

インド北東に位置するメガラヤ州の炭鉱では、ネパールやバングラデシュから約7万人の子ども達が人身売買によって連れてこられて過酷な労働環境で働かされているという現状が存する。

本プロジェクトでは、この状況の事態改善に取り組むべく、2010年6月に現地での事実調査を行い、深刻な実態が明らかになった。今後、他のNGOと協力して、インド政府及び州政府、インド国内の関係諸機関、国際諸機関、メディアなど、あらゆる方面に働きかけをしていく方針である。

Ⅲ 国際支援事業（人権侵害事実調査・公表・提言）

重大な人権侵害が発生している地域に赴き、現地 NGO と協力して事実調査を行い、これを世界に発信すること、そして人権侵害を停止させるための様々な働きかけを行うことを目的にしている。

今期は、パレスチナ西岸地域への事実調査を行い、パレスチナの人権状況に関する監視とアドボカシーを積極的に展開した。また、従前事実調査を行ってきたビルマ（ミャンマー）の人権状況監視を引き続き行った。さらに、スーダン、イラク、スリランカに関する活動も行った。

1 ビルマ事実調査とアドボカシー

（1）ビルマの人権状況

ビルマでは、SPDC による軍事独裁政権により人々の人権が抑圧されている。1990 年 5 月 27 日、ビルマでは 30 年ぶりとなる複数政党制に基づく総選挙が実施され、アウンサンスーチー氏が書記長をつとめる National League for Democracy (NLD) が 485 議席中 392 議席 (81%) を獲得した。軍事政権が支持した民族統一党 (NUP) はわずか 10 議席を獲得するに止まった。

しかしながら、軍事政権はこの選挙結果を認めず、政権移譲の無期限延期を表明し、「早期に政権委譲するよりも安定した憲法をつくることを優先すべきだ」として、民主化のためのロードマップを提唱した。総選挙から 2 年 8 ヶ月たった 1993 年 1 月、軍事政権は漸く憲法制定国民会議を発足させた。この会議は、何回もの長期や短期に亘る休会を繰り返し、2007 年 9 月漸く憲法草案の基本方針を確定させた。

2008 年 2 月、軍事政権は、憲法草案に対する国民投票を同年 5 月に実施すると発表したが、その後、憲法草案に反対をする人々に対する弾圧を行った。

2008 年 5 月初め、サイクロンがビルマを襲い甚大な被害をもたらしたにもかかわらず、同年 5 月 10 日国民投票の実施を強行した。

他方で、ビルマ国内における民主化の動きを封じ込めるため、軍事政権は様々な人権侵害や弾圧を行ってきた。1996 年末の学生デモ、2007 年 8 乃至 9 月、僧侶らを中心とする民主化運動が高揚し、世界で報道されたが、いずれもビルマ軍事政権 (SPDC) によって武力弾圧された。さらに、軍事政権は、1989 年 7 月からアウンサンスーチー氏を国家防衛法違反の罪により自宅軟禁下に置き、1995 年 7 月同氏に対する自宅軟禁を一旦解除するものの、1997 年には NLD の党大会を阻止したり、アウンサンスーチー氏を初めとする NLD 党幹部の政治活動を抑制した。2003 年 5 月には地方遊説中のアウンサンスーチー氏を始めとする NLD 幹部や支持者が USDA のメンバーに襲撃されるという事件が発生し、軍事政権はアウンサンスーチー氏を始め NLD の幹部の身柄を拘束し、アウンサンスーチー氏や NLD の幹部をインセン刑務所に拘束した。アウンサンスーチー氏は数ヶ月間インセン刑務所に拘束された後、自宅軟禁状態となった。

また、軍事政権は、少数民族に対する武力による弾圧、強制労働、レイプなどの人権侵害を恒常的に行っている。

HRN ビルマプロジェクトは2007年5月末に発足し、ビルマの人権侵害状況の調査・公表・アドボカシーやビルマの民主化を担う若者に対する教育支援を中心に活動を行ってきた。

以下に今年度（2009年4月乃至2010年3月）に行った人権侵害調査・公表・アドボカシーの主な活動について詳述する。

（2）今期の活動

① 声明の発表、国連への働きかけ、アクション、アドボカシー等

ア アウンサンスーチー氏の拘束

2009年5月14日、軍事政権がアウンサンスーチー氏をインセン刑務所に拘束し、同日自宅軟禁条件違反にて同氏を起訴し、5月18日初公判を開くと公表した。民主化リーダーであるアウンサンスーチー氏に対する自宅軟禁は、何らの正統な根拠もない違法な民主化弾圧・恣意的拘禁であり、国連人権理事会決議（2007年10月2日）など国際社会は一致して、同氏の即時釈放を求めてきた。軍政はこれに応じず、昨年5月27日にアウンサンスーチー氏の軟禁期限が切れたにも関わらず、何らの根拠もなく軟禁を一年延長すると宣言し今日に至ったものである。このような違法な自宅軟禁の条件に違反したことを理由とする訴追が不当であることは明らかである。軍政の意図は、今年5月27日の後もアウンサンスーチー氏の拘束を続け、2010年に実施が予定されている総選挙における民主化勢力の活動を封じ込めようとするものであることは明らかである。HRNは5月18日、アウンサンスーチー氏を拘束した軍事政権に対する抗議を表明するとともに、同氏の拘禁・自宅軟禁延長を命ずる判決が敢行されないように日本政府をはじめとして各国政府に対しこの問題を解決すべく外交努力をするよう要請した。とりわけ、日本政府には政務官に面会し、迅速な対処を求めた。

8月11日、ビルマ軍事政権は、禁固三年の刑を言い渡し、その直後に自宅軟禁一年半に減刑する旨発表した。HRNは、この不当極まりない判決に対し強く抗議するとともに、軍政に対し、アウンサンスーチー氏およびすべての政治犯の即時・無条件釈放、そして民主化勢力、少数民族との対話による政治プロセスの開始を強く求める声明を発表した。

イ 総選挙

2010年は、軍政がビルマで総選挙を行うとしている年にあたる。

HRNは2010年2月17日、日本政府に対し、ビルマの民主化及び人権保障の早期実現に向け、主導的役割を発揮することを求める要請書を提出した。具体的には、1. 2010年に予定されている総選挙の相当期間前に、アウンサンスーチー氏を含むすべての政治犯を釈放し、すべての民主化勢力・民族グループが迫害を受けることなく総選挙に参加し、自由な活動ができるようにすること、2. 少数民族への迫害・攻撃を停止すること、3. すべての選挙人、政治犯、利害関係者の参加を保障した、自由、公正、

透明な選挙を保障するための選挙法を制定すること、4. 2008年に国民投票に付された憲法の改正について、民主化勢力及び民族グループとの交渉のテーブルに着くことを軍事政権に求めるとともに、近隣諸国を含む国際社会にも共同歩調の行動をとるよう働きかけることを要請した。この要請項目は、NLDを含むビルマ民主化・民族団体勢力など11団体が、この総選挙が迫る状況下にあたり、総選挙を実施するにあたっての民主化勢力の一致した提案・「国民和解の提案」(2009)に基づくものであり、HRNは、公表された民主化勢力・民族団体の要求を尊重して民主化へ向けた働きかけを行うことを日本政府に求めた。

ウ 選挙関連法案

ビルマ軍事政権 (SPDC) は、2010年3月、2010年後半に実施予定とされる総選挙に関連する5つの法律を発表した。しかし、3月8日に発表された政党登録法によると、選挙に参加する政党は軍政が任命する選挙管理委員会に登録をしなければならないが、刑に服している者や、軍政が一方的に「違法団体」と指定した団体のメンバーは、党員となることを許されないとされる(10条e)。既存の政党は法律の施行から60日以内に選挙管理委員会に再登録しなければならず、政治犯など服役中の者を党から除名することが求められる。これは、最大野党である国民民主連盟 (NLD) 等民主化を求める政党に対し、アウンサンスーチー氏を含む多くの政治犯を除籍して事実上党を分裂させるか、選挙に不参加するかを不当に迫るものである。3月29日、政党登録法の制定を受け、国民民主連盟 (NLD) はすでに2010年総選挙のボイコットを発表した。これでは全ての民主化勢力及び民族団体の参加により開かれた選挙どころか、民主化・民族勢力をすべて排除したものとわざるを得ず、民主化に逆行するものというほかない。

HRNは、4月8日、声明を発表し、民主化勢力及び民族団体などすべての当事者の選挙参加を保障するため、政党登録法を抜本改正し、政治犯を構成員とする政党や違法認定された団体、民族団体の排除条項を削除することをビルマ軍政に対して求め、国際社会が単なる言葉による非難を越えて、多国間の緊密な連携により、民主的な選挙が実施されるよう外交努力を尽くすよう要請した。さらに、4月28日、(社)アムネスティ・インターナショナル日本、ビルマ市民フォーラム、ビルマ情報ネットワーク、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、在日ビルマ民主化グループとともに日本政府に対する同様の要請書を提出、要請活動を行った。

② 第三国定住に関する政策提言

HRNは、2008年2月のビルマ難民キャンプ訪問を受け、日本における第三国定住の実現を求めてきた。

2008年12月16日、日本政府が、タイ・ビルマ国境にあるタイ国メラ難民キャンプ内から第三国定住によりビルマ難民をパイロットケースとして受け入れる旨の閣議了解に至った旨の発表を受け、HRNでは、2009年2月4日、日本政府が第三国定住を実施するにあたり留意すべき点に関する声明を発表した。

ビルマプロジェクトは、引き続き第三国定住制度を実施している国々の制度概要に関する調査を行い、今期後のことではあるが、2009年5月18日に、「第三国定住・各国再定住政策の比較検討」を発表した。

③ パレード、トークイベントなど

ビルマの人権状況を市民に訴えるトークイベント、講演、パレードなどを前期に引き続き行った。

・9月13日、丸幸ビルNGO祭りで、HRNのピース・ロー・アカデミーでの活動を紹介しつつ、ビルマの人権状況に関する報告を行った。

・11月27日「みらいの法律家学校 ― ピースローアカデミーでの活動報告」を青山学院大学で開催、ビルマの人権状況に関して訴えた。

・12月10日、世界人権デーに合わせて、「『世界人権デー』アクション～世界中のすべての人々に"人権"と"自由"を」とする集会を国連大学前で開催した。今回で三度目の企画であるが、呼びかけ団体は、HRNのほか、在日ビルマ人共同行動実行委員会（JAC）、ビルマ市民フォーラム、（社）アムネスティ・インターナショナル日本である。

④ その他の理論的検討

ビルマ民主化勢力の間には、ビルマで行われている人道に対する罪に該当する人権侵害に対し、国際刑事裁判所への訴追を求める声が強い。一方、ビルマが国際刑事裁判所に関するローマ規程締約国でないことなどの障害が多いことから、西側の国際人権団体の間では、国際刑事裁判所への訴追に関して困難との見方が強い。そこで、HRNでは、国際刑事裁判所付託・捜査実施に関する理論的検討を行ってきた。

2009年5月に、FIDH（国際人権連盟）とビルマ法律家協会が主催する国際会議「ビルマにおいて人権を促進し、不処罰を終わらせるために：とるべき手段とは？」が開催され、HRNから代表者を派遣した。HRNでは、すぐにICCへの提訴するのはハードルが高いことから、スーダン・ダルフルの事例など過去の事例をもとに「ビルマの事態を調査するための独立調査団（Commission of Inquiry）の派遣が先決であり、人権理事会または安保理がこの調査団の派遣に動くように世論を動かすことが現時点では重要だ」との見解を表明した。この会議を受けて、ビルマにおける正義を求めるNGOの国際的なキャンペーンは、独立調査団（Commission of Inquiry）の設置を求めていく方向に転換した。その後、各国政府や世界の国会議員の間でも、独立調査団を求める動きが活性化し、2010年3月の人権理事会において、ビルマの人権問題に関する特別報告者は「Commission of Inquiry」の設置が必要ではないか、との言及を行った。これは重要なステップであり、今後、これをいかに進めていくかが課題となる。

⑤ ビルマ国際女性法廷

2010年の取り組みになるが、HRNではビルマの人権状況に対する不処罰の根絶の流れを推し進める活動の一環として、ビルマの民主化・女性の権利の実現を求める団

体である「ビルマ女性連盟」の要請を受けて、2010年6月27日に「ビルマ国際女性法廷」の開催に共催団体として参加、技術的な援助を行い、ビルマプロジェクトおよび女性プロジェクトの法律家が、同法廷の検察官、弁護人として参加、また日本の第一線の法律家・市民に判事として就任いただいて、法廷の成功に役割を果たした。

法廷には、ビルマから招聘した5人の女性たちが参加、ビルマにおける軍政による女性に対する暴力の実態を告発する証言を次々に行い、日頃日本では知られていなかった問題に光をあてることができた。法廷は、女性に対する人権侵害が後半かつ組織的に行われている実態に照らして、人道に対する罪に該当する蓋然性が高いとの認定をし、事態を調査するための独立調査団の派遣や事態がそれでも改善しない場合のICCへの付託などを勧告した。

(3) 今後の活動予定

ビルマ軍政は、2008年サイクロンで国内が混乱しているにもかかわらず、憲法改正草案に対する国民投票を強行し、2010年には総選挙を実施すると宣言した。その一方で、アウンサンスーチー氏に対する不当な有罪判決で自宅軟禁を延長、民主化勢力を排除する意図が明白な選挙関連法を公布してNLDを解党に追い込んだ。また、国内の抑圧体制は続いている。こうした下では自由で公正な選挙など到底認められない。来期に予想される軍政の強行する総選挙の不当性を広く告発するとともに、総選挙の状況を監視していくことが重要である。今後もビルマ国内における人権侵害の状況等を調査・告発し、その改善を国際社会に求めていく予定である。

また、ビルマ女性国際法廷の成果や、Commission of Inquiryを求める国際的な流れを受けて、ビルマで発生している重大な人権侵害に関して、責任者のアカウンタビリティを追及していく活動を世界の人権団体とともに追求していく。

2 パレスチナ事実調査とアドボカシー

(1) プロジェクトの趣旨

2008年12月27日にイスラエル軍がパレスチナ・ガザ地区に侵攻を開始し、民間人の殺傷をはじめとする深刻な人権侵害事件が多数発生したことを受けて、パレスチナ・プロジェクトを立ち上げた。

2008年12月27日から2009年1月19日まで1ヶ月間弱続いたイスラエル軍による攻撃は、住宅・工場・農業設備等々ありとあらゆる施設を破壊した。これによりガザ地区の住民に1400人を超える死者と5000人を超える負傷者が出たと言われている。

同年9月15日、リチャード・ゴールドストーン氏を団長とする国連独立調査団は、かかるイスラエル軍の軍事活動が国際人権法及び国際人道法に抵触する戦争犯罪に該当するとし、さらにガザ封鎖を通じて人々から生計の手段、家、水、移動の自由等を

奪うことがジュネーブ条約等違反と同時に「人道に対する罪」が認定される可能性がある」と警告した。

こうした深刻な人権侵害の実態を踏まえてパレスチナ・プロジェクトは、今回のガザ地区に対する侵攻や封鎖はもちろんのこと、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区におけるイスラエル政府の入植地政策、壁の建設等を含む、占領政策に伴う人権侵害全般を調査対象とし、かつそれらに関するアドボカシー活動その他各種活動を行ってきた。

(2) 今期の活動

① 現地調査

HRN は、2009 年 4 月末から 5 月初旬にかけて、パレスチナのヨルダン川西岸地区に調査ミッションを派遣し、パレスチナの人権状況を視察するとともに、西岸・ガザで活動する人権団体や国連スタッフとの会合を相次いで行った。

当初、HRN としては国際人権・人道法違反に該当する攻撃が行われた可能性が極めて高いガザの人権状況を調査するため、ガザに入ることを予定して様々な調整を行ってきたが、イスラエル政府の許可が得られず、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区に注力し調査を行ったものである。調査団はヨルダン溪谷など、西岸地区エリア C (イスラエルが軍事占領を続けるエリア) においていかに過酷な人権侵害が行われているかについて、移動の自由侵害、壁建設、家屋破壊、飲料水のコントロール、輸出のコントロールなどの観点から視察を行った。また、現地 NGO、国連機関との懇談を通じ、こうした人権侵害と占領に対して人権の回復を求めて活動する人々との協力関係の礎を築くことができた。

② 国連独立調査団のフォローアップ

2008 年 12 月 27 日から 2009 年 1 月 19 日までのガザ攻撃に対して、国連人権理事会は 1 月 12 日付決議で、独立調査団の派遣を決めた。HRN は不処罰をこれ以上繰り返さないために、アカウントビリティの確保が必要との観点から、国連独立調査団の設置とその活動を支持する活動を続けてきた。

HRN は、6 月 1 日、リチャード・ゴールドストーン氏を長とする国連の事実調査団がガザへの調査を開始したのを受けて、6 月 4 日付で「ガザへの国連人権調査団派遣を正義実現の第一歩に」とする声明を発表、イスラエル政府に対し、調査団に対する非協力的な姿勢を改めることを強く要請し、真相究明に消極的な国連事務総長の態度に抗議するとともに、調査団の調査が速やかに国連に報告・公表され、調査団の勧告が適切にフォローアップされることを強く求めた。

2009 年 9 月 15 日、ゴールドストーン氏を団長とする上記国連独立調査団は、2008 年 12 月以降のガザ紛争に関する調査報告書を発表した。574 ページにわたる報告書は、イスラエルの軍事行動について国際人権法・人道法に対する重大な違反が証明された、とし、戦争犯罪に該当する軍事行動が行われた、と結論付けた。同時に報告書は、パレスチナ武装組織の行動に関しても、戦争犯罪に該当すると結論づけた。

最も注目すべきは国連安全保障理事会に対し、① 本調査報告書に指摘された国際人権・人道法違反に関し、国際基準に立脚した、独立性のある調査を3ヶ月の期間内に実施すること、②さらに3ヶ月以内に、いかなる調査および訴追が行われたかを報告すること、③上記6ヶ月以内に、誠実な調査・訴追がなされない場合は、国連憲章7章に基づき、ガザ紛争に関する一連の事案につき、国際刑事裁判所（ICC）に付託することを求めていることである。

HRNは9月22日、ジュネーブで「国連ガザ独立調査団の報告書を歓迎・国際社会に対し、勧告を実施し、正義の実現に動くよう要請する」を英語で公表、当時ジュネーブ国連人権理事会に参加していた事務局長伊藤和子らが他の国際人権NGOと共同して、人権理事会がこのゴールドストーン報告と勧告のすべてを承認するよう求めるロビー活動を旺盛に展開した。

また、同月24日、日本政府に対し、パレスチナ・ガザ地区における人権侵害の責任追及と人権の回復に力を尽くすこと、具体的には、9月29日に開催される国連人権理事会特別会期で報告される国連独立調査団の報告書と勧告を支持する決議に賛成すること、安全保障理事会においても同様の立場で行動されること、ガザ封鎖の解除を強くイスラエルに求めることの3点を要請した。この問題に関しては、外務省西村政務官に直接面会して要請を行った。

9月の人権理事会でのこの問題の採択は、アメリカのパレスチナ当局に対する働きかけの結果、延期されたが、この延期は、占領地パレスチナにおいて自治政府への世論の猛反発、強い抗議運動をもたらした。そうしたなか、10月16日に急きよ国連人権理事会第12回特別セッションが開催され、ゴールドストーン報告を歓迎し、報告書に記載されたすべての勧告を支持するとともに、国連機関を含む関連機関に対して勧告をすみやかに実施するよう求める決議が賛成多数により採択された。残念なことに欧米諸国の多くが反対、棄権、日本もこの決議に棄権した。

HRNは、10月20日、日本国際ボランティアセンター（JVC）ほか複数のNGOと共同で日本政府に対し、人権理事会での棄権に遺憾の意を表するとともに、パレスチナ・ガザ地区における人権侵害の責任追及と人権の回復のために、ゴールドストーン報告書を支持し、その勧告が実現するように力を尽くすことを求める共同要請を行った。

③ 国連総会への働きかけ

ア 国連総会決議

上記国連人権理事会の決議を受け、HRNは、世界のNGOとともに、国連総会にこの問題に対処するよう求める。10月30日、パレスチナ人権センター（本部ガザ）、国際人権連盟（本部パリ）、HRN（本部東京）、国際法律家委員会（本部ジュネーブ）、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、憲法的権利センター（本部ニューヨーク）、など世界の人権NGO 35団体は共同で、全ての国連加盟国に対し、ゴールドストーン報告を支持し、イスラエルとパレスチナ当局に対し独立して国際基準に合致した人権

侵害の調査を行うことなどを求める国連総会決議を採択するよう求める共同書簡を送付した。国連総会はこれを受けて2009年11月5日、紛争の両当事者に対し、「3ヶ月以内に、国際基準に立脚した独立した信頼性の高い調査」を行うように求める決議を採択した。欧米諸国は棄権または反対の立場を決め込み、日本政府も決議に棄権をした。

イ ゴールドストーン氏へのインタビュー

HRNは2009年11月、ゴールドストーン氏に対するインタビューの機会を得て、「人権侵害は世界中のどこで行われても平等に扱われるべき」として、ガザについてほかの人権侵害事例と同様、国際法の公正な適用を求めるゴールドストーン氏の見解を広くウェブサイト・ニュースレターで公表した。

ウ 外務省要請・院内集会の開催

国連総会決議および日本が決議に棄権したことを受けて、HRNをはじめとするパレスチナ関連NGOが要請し、超党派議員の呼びかけによる『パレスチナ・ガザ紛争から1年：現地情勢に関する国会議員・NGOの意見交換会』を11月26日に開催し、日本政府の果たすべき役割について国会議員と討議した。

その後HRNは、2月に予想される国連総会に向け、外務省、国会議員への働きかけを強めた。1月29日、HRNは国内の他のNGOと共同で外務省西村政務官と面談、ゴールドストーン報告に基づき、ガザ紛争の国際人権・人道法に従った調査を支持する国連での投票行動をとるよう求めた。また2月9日には、「ガザ紛争は解決していない・国際社会は国連決議にのっとった行動を」と題する院内集会を開催し、事務局長伊藤和子がゴールドストーン調査を受けた日本政府の対応と世界の動きなどを報告、国会議員、外務省人権人道課などとの意見交換を行い、日本政府がガザ紛争に関し、公正な調査を支持する立場にたつよう求めた。

エ 再度の国連総会決議と日本・EUの賛成へ

11月の国連総会決議から3ヶ月余が経過した2月26日、国連総会は、ガザ紛争に関する事実調査について、国連事務総長に5ヶ月以内にさらなる報告書を提出するよう求める決議を採択した。今年2月の国連総会決議には前進的な側面もある。ガザ紛争以降国連総会、人権理事会で一貫して棄権票を投じてきた日本政府は態度を転換して賛成票を投じ、さらにイギリス、フランスを含むEU、多くのヨーロッパ諸国が棄権から賛成に回った。HRNはこれを受けて3月2日付で声明を発表、国連総会の処置は、11月の国連総会決議にも関わらず、紛争の両当事者とも公正な人権侵害の調査を履行しなかったため、さらに5ヶ月間延長されることとなったものだ、とし、国連が漫然と5ヶ月の経過を待つことなく、積極的な行動を取ることを求めるとともに、日本とヨーロッパ諸国の賛成を歓迎した。

④意識喚起の企画など

HRNは、2009年7月10日、東京大学人間の安全保障プログラムと共催で、「人権の視点から見たパレスチナ～西岸・ガザからの現地報告と平和の行方～」を開催、

80人以上の人が参加した（講師、藤屋リカ氏（JVC）、石合力氏（朝日新聞）、伊藤和子（HRN））。HRNからはHRNの4、5月の西岸現地調査の内容を報告するとともに国際法と人権の視点から問題提起を行った。

また、同年7月19日、HRN関西として、「パレスチナでいま何が起きているのか」をエル大阪で開催、ジャーナリストの土井敏邦氏の講演の後、HRNの4、5月の西岸現地調査の内容を報告した。この企画も100人以上の人が参加した。

さらに、12月26日には、築地本願寺で「ガザ攻撃から1年～パレスチナに生命の光を！～現地報告 & FREE GAZA 人文字キャンドル」とするイベントをJVCなどとともに開催し、古居みずえ氏、雨宮処凛氏のトークを受けてキャンドル・アクションを行い、何ら責任の問われない状況に抗議の意思を表示した。

⑤ 政策提言

さらに、政策提言書「イスラエル・パレスチナ間の紛争に関する見解」をまとめ、西岸、ガザ地区での占領とその下での人権侵害について国際法、国連決議、国際司法裁判所勧告的意見などをもとにその違法性を法的観点から分析・検討し、日本政府がとるべき行動を提言した。

⑥ パレスチナ人権センター代表招聘等最近の動き

以下は2010年度の活動であるが、紹介する。

ア パレスチナ人権センター代表招聘

2010年5月、財団法人大竹財団の助成を得て、パレスチナ・ガザ地区からパレスチナ人権センター代表のラジ・スラーニ氏を招聘した。同月21日には、同氏と「人権問題を市民と共に考える議員連盟」所属議員との懇談会を衆議院議員会館で行い、参議院議員会館で開催された「5・21 ガザ虐殺を繰り返させないための院内集会」に参加した。同院内集会にて、事務局長伊藤和子がゴールドストーン報告についての解説を行った。

同月22日、日本国際ボランティアセンターほか5団体の共催及び日本YWCAほかの後援を得て、立教大学池袋キャンパスにて、「ガザから世界へ～私たちの求める平和と人権」と題して、ラジ・スラーニ氏の講演会およびNHK解説委員である出川展恒氏との対談の催しを200名を超える参加者を得て開催した。

同月23日、パレスチナの平和を考える会と共催で、大阪市中央公会堂にて「パレスチナの平和のために」と題し100名を超す参加者を得てラジ・スラーニ氏の講演会を開催し、100名を超す参加者を得た。同月25日、日本外国特派員協会で同氏の記者会見を行った後、チャリティパーティー「ラジ・スラーニ氏を囲む会」を開催し、20名以上の法曹関係者が参加した。

イ イスラエルのガザ自由船団乗船者攻撃に関する声明

2010年6月、イスラエルのガザ自由船団乗船者への攻撃を受けて、同年6月9日、「イスラエルによる公海上での民間人攻撃を非難し、国際的な独立調査団の派遣を求

める」声明を発表し、同月 28 日、アムネスティ・インターナショナル日本ほか 7 団体と共同で、日本政府に対する「イスラエル軍によるガザ支援船攻撃に対する独立した国際調査団の派遣の支持及びガザ封鎖解除に向けてのイスラエル政府への働きかけの要請」を発表し、日本政府に送付した。

(3) 今後の活動

今後も引き続きパレスチナにおける占領問題に対して主として国際人権法及び国際人道法の観点から調査・研究・提言し、広く伝えるなどの活動を行っていく。さらにパレスチナの被占領地（東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区）における人権状況を改善し、ガザ紛争の過程で発生した戦争犯罪が国際人権・人道法に照らして適正に調査・処罰されることを目的として、日本政府及び国連機関に対し引き続きロビーイング或いはアドボカシー活動を行っていく予定である。

またこの間、同プロジェクトで行ってきた研究成果をまとめる作業を行っており、2010 年中に出版・市販する予定である。

3 スーダン・ダルフル地方の人権侵害

(1) 人権侵害の状況

スーダンのダルフル地方では、スーダン政府軍と、スーダン政府の支援を受けた民兵組織が無辜の人々に対する攻撃を行い、多数の住民が虐殺されたうえ、200 万人以上の難民が発生したとされる重大な人権侵害が続いている。

HRN は、ダルフル地域に調査団を派遣することはできないものの、事態の深刻さに鑑み、国際人権 NGO などと連携し、情報の収集につとめ、ダルフルにおける虐殺を止める意志表明を行ってきた。

とりわけ、ダルフル地方の人権侵害に関する ICC の訴追・捜査の活動、なかでも、アルバシール大統領に対する訴追、逮捕状発布に関しては、国際的な正義を支持する立場で意見表明をしてきた。

(2) 今期の活動

2009 年 10 月、東京大学駒場キャンパスで、東京大学人間の安全保障プログラムとの共催でシンポジウム「今そこにある危機・ダルフル・ジェノサイドに何ができるか」を開催した。

この企画は、HRN 学生グループと東大の学生を中心に企画運営がされたもので、スーダン・ダルフル出身で長く人権活動を続けてきた、サリー・オスマン弁護士をスーダンより招聘して開催された。オスマン氏の講演でダルフル地方の人権状況の実情を聞いたうえで、外務省の佐藤啓太郎氏、ヒューマン・ライツ・ウォッチの土井香苗氏、UNHCR のヨハン・セルス氏、難民を助ける会の福井美穂氏、千葉大学の栗

田禎子氏によるパネルディスカッションを開催、和平交渉における日本の役割、国際刑事裁判所の役割、難民の実情と援助の必要性、NGOの役割、一方での自衛隊派遣の危険性などの論点が出され、充実した議論となった。スーダン大使をはじめ、スーダン出身の人々からの発言も会場からなされた。ダルフル問題について日本で本格的なシンポジウムが開催されるのはほぼ初めての機会であり、多くの人がこの問題を考える契機となったこと、ダルフル問題に関連するアクターが一堂に会し、意見交換の機会をもったこと自体が有意義であった。200人近い参加者を得て、大きく成功した。

(3) 今後の予定

ダルフル問題は依然として解決しておらず、ICCの訴追手続きも進んでいない。現在日本にはダルフル問題を取り上げて声をあげる人権団体がHRN以外には存在しないことから、引き続き状況を監視し、適宜アドボカシー活動を行っていく。

4 その他

(1) イラク戦争の検証を求める

HRNは、イラクの人道支援、人権監視に関わるNGO7団体とともに、日本政府の2003年以降のイラク政策の検証を求める要請書を12月25日に政府に提出した。要請書では、独立調査委員会を設置して、イラク政策に関する検証を行うとともに、現在に至るまでの戦争被害の実態を把握し、真にイラクに必要とされる援助政策を策定することを求めた。

HRNは、イラク戦争の過程で深刻な人権侵害が行われ、現在も深刻な人権状況が続いているとの観点から要請に参加したものである。同日、JVC、JIM・Net（日本イラク医療支援ネットワーク）とHRNの三団体は外務省西村政務官に面談し、意見交換を行った後、記者会見も開催した。さらに3月9日、上記三団体で、NGO外務省ODA政策協議会に出席し、対イラクODA政策に関する検証を求める提案を行った。さらに、3月21日には、「イラク戦争なんだったの!？」と題する市民集会にHRN理事東澤靖が参加し、意見表明を行った。

(2) スリランカ

スリランカではスリランカ政府とタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の武力紛争は終わりを迎えたが、その過程で民間人攻撃など国際人道法違反行為が行われた可能性が高いと指摘されている。

5月25日付で、スリランカ紛争に関する中曽根外務大臣あての共同書簡「国内避難民を保護するための政策への転換を」をヒューマン・ライツ・ウォッチなど7団体とともに発表、国連事実調査団の速やかな派遣を支持するよう日本政府に要請した。さらに、「スリランカの人権状況に関する共同書簡」ヒューマン・ライツ・ウォッチほ

か4団体とともに10月22日付で岡田克也外務大臣に提出、国内避難民の管理するキャンプ内における深刻な人権侵害を告発し、キャンプ内の市民を直ちに解放するようにスリランカ政府に求めること、アカウントビリティの確保のために国連独立調査団の設置を求める立場に立つことを要請し、西村政務官に面談・交渉を行った。

(3) カンボジア

2009年6月、カンボジア野党議員であるMu Sochua議員が、フンセン首相に対する名誉棄損をした容疑を理由に不逮捕特権をはく奪され、同議員の弁護人であるKong Sam On弁護士は同議員の代理人としての弁護活動について弁護士界で倫理違反を問われて調査対象となり、弁護士資格はく奪の危機に瀕する状況となった。

HRNは7月2日、「最近のカンボジアにおける表現の自由の抑圧に対する声明」を発表、「近年カンボジアでは、政府関係者が、政府に批判的な政治家やジャーナリストの政治的言動をとらえて、これらの人々に対する名誉毀損の刑事訴追を行うケースが増えており、Mu Sochua議員に限らず多くの国会議員が同様の脅威にさらされている」として、フンセン首相に名誉棄損の訴追を取り下げること、カンボジア弁護士会に弁護士の自由と独立を守る立場に立つことを要請、最大ドナーである日本政府に、と外交上のあらゆる機会を通じて、カンボジアの現下の事態の是正に努めるよう、日本政府に対して要請した。

また、同年9月5日、日本政府に対し、国連人権理事会選出の、カンボジアの人権状況に関する特別報告者であるSurya Prasad Subedi氏の任務継続にむけて、必要なあらゆる努力を求める要請書を発表、そのなかで、上記表現の自由への抑圧に見られるようにカンボジアに人権状況に多大な懸念があるなかで、カンボジア特別報告者のマンデートを終了すべきでないとの意見を表明、外務省人権人道課長に要請を行った。9月の人権理事会ではマンデートが延長され、HRNはOHCHRの担当官に面会して意見交換し、カンボジアの人権状況に関する懸念を再度伝えた。

(4) その他の国々

アジア諸国を中心に、重大な人権侵害に対応して活動しているが、未だ、南アジア、東南アジア、東北アジア全域をカバーできていない。その国の人権状況と有効なアプローチを図るためには、現地NGOとの有効なパートナーシップが重要である。今後ともアジア各国のNGOとのパートナーシップを確立して、重大な人権侵害にあたり、要請に応じて活動を展開していきたい。

5 国連でのアドボカシー

2009年9月、ジュネーブを訪問し、国連人権理事会を傍聴、NGOや各国政府、人権高等弁務官事務所のアジア担当官らと意見交換の機会を持った。HRNは、重大な人権侵害が発生した際に、日本政府、当該政府、関連する有力な政府などにレターを送るなどして人権侵害の解決を求める活動をしてきたが、国連に対する働きかけにつ

いては十分といえなかった。これまでは、国連協議資格を持つ NGO を通じて、声明に賛同などするかたちで、共同声明などのかたちで国連に対し意見を表明してきたが、そのような共同の呼びかけがない場合であっても、意見を表明していく必要がある。そこで、人権理事会に可能な限り出席し、国連の場でアドボカシーを展開することが重要といえる。9月の訪問では、ビルマ、パレスチナ、カンボジアなどの国連人権理事会に議論に関わって、NGO と共同してロビー活動を各国政府に展開する機会があり、ロビー活動のスタートとして成功した。

HRN は 2009 年 6 月には国連特別協議資格を申請し、今後協議資格の審査が行われる予定である。できるだけ早く協議資格を獲得し、さらに積極的に国連を通じた人権活動を展開していく。ただし、協議資格取得までにはある程度時間が必要であり来期中に取得できるか不明であることから、引き続き、協議資格の有無にかかわらず、ジュネーブ国連人権理事会での活動を展開する。将来的には国連総会、国連女性の地位委員会での活動も展開していくとともに、国連と協同した地域セミナーの開催や、国連各機関から資金提供を受ける調査・研究プロジェクトも展開していきたい。

また、アジアにおける国連活動の中心地であるバンコクでの OHCHR 担当者や NGO、メディアとのコンタクトを増やし、地域内での影響力を高めていきたい。

この国連での活動と並行して、日弁連法務研究財団に申請した研究を行い、国連での活動や国連の動きを日本国内に知らせる活動も展開していく。

IV 国際支援事業（海外人権教育プロジェクト）

1 ビルマ未来の法律家支援

（1）ピース・ロー・アカデミーについて

2007 年 3 月、ビルマにおける基本的人権の確立と民主化の促進を求めビルマ国外で活動する法律家により設立された「ビルマ法律家協会」のアウントゥー事務局長が来日し、HRN メンバーと交流の機会を持った。その際、アウントゥー氏から、「ビルマ法律家協会」が設立した、将来のビルマを担う若者を教育するための学校「ピース・ロー・アカデミー」への支援の要請を受けた。

ビルマプロジェクトのメンバーは 2007 年 9 月にタイ・ビルマ国境を訪問し、ビルマ法律家協会と交流を持つとともに、同協会が設立したピース・ロー・アカデミーを訪問し、そこで学んでいる学生達と交流した。

ピース・ロー・アカデミーでは、少数民族出身の若者たちに対して、2 年コースで国際人権法、比較憲法、民主主義の理念等の教育を行っていた。ビルマ国内では、長期間に亘る軍事政権下で、人権や民主主義に関する教育が十分に行われていないが、少数民族出身者は差別され、教育を受ける機会を奪われている。ピース・ロー・アカデミーに通う少数民族出身者の多くが「憲法」、「人権」といった言葉に全く馴染みがなく、自らが被っている人権侵害についても疑問を抱かない者もいる。ビルマ法律

家協会は、民主化されたビルマの将来を担う人材を育成するために、デンマーク政府の協力のもとピース・ロー・アカデミーを設立した。デンマーク政府による援助とアメリカの大学教授等から受けていた資金援助が2007年末で終了したことから、ピース・ロー・アカデミーは、2007年12月第一期生終了時点で閉校せざるを得なくなった。

(2) これまでの経緯

ビルマプロジェクトのメンバーは、人権調査のため2008年2月にもタイ・ビルマ国境を訪問したが、その際再びビルマ法律家協会を訪問し、意見交換を行い、ピース・ロー・アカデミーにおける教育の重要性について討議し、ピース・ロー・アカデミーが閉校されたままではビルマの民主化、新憲法の起草などに関わっていく人材の育成を妨げること、同校が早期に再開される必要があることを確認した。そして、ビルマプロジェクトで、「みらいの法律家基金」を設立し、ピース・ロー・アカデミーの早期再開へ向けた基金を募る活動を機会を捉えては継続的に行った。

2008年12月、ビルマ法律家協会からピース・ロー・アカデミーを2009年度より再開できる見通しがついたとの連絡が入り、2009年2月12日ピース・ロー・アカデミーが再開された。HRNは、同校が再開されるに際し、「みらいの法律家基金」に寄せられた基金を送金した。またピース・ロー・アカデミーを継続的に支援する資金を得るため、国内の助成団体複数に対し資金援助の依頼を行い援助申請を行っていたが、2009年3月、国際ボランティア貯金の助成を受けることができた。国際ボランティア貯金の助成は、現地における施設賃貸料、教材費等の助成を受けた他、日本からの講師派遣に係る費用の助成も受けることができた。

(3) 今期の活動

以上のとおり、ピース・ロー・アカデミーが再開し、日本から教育支援を行うことを含む助成金を獲得したことから、HRNでは、今期、本格的かつ継続的に講師派遣をすることを決定、講師を派遣することとなった。

2009年5月3日、HRNインターン2名がバンコクに赴き、BLCのアウトソー事務局長とPLAの資金や講師派遣時期に関する打ち合わせを行った。その後、HRNビルマプロジェクトのメンバーとBLCとがスカイプ会議を行い、教育支援内容の協議を行った。

2009年6月、事務局員1名を現地に派遣し、PLAの学生全員と面談を行い、学生のレベル調査及び講義に対するニーズ調査を行った。その後、8月、9月10月、11月と4回に亘り講師を現地へ派遣し、人権・個人の尊厳の概念、国際人権法、国際刑事裁判所、日本における難民保護の枠組み、子どもの権利・日本国憲法・民主主義に関する講義、日本における弁護士の活動及び日本の弁護士会活動、比較憲法等の講義を行った。また、2010年1月には、スカイプを通じて講義を1回行った。

国際人権法の講義の際には、学生たちが知らなかった国際人権条約・世界人権宣言をコピーして教科書として支給、条文をもとに、国際的に確立された人権保障について

て一から勉強してもらい人権法の基礎を築いた。また、その後の講師派遣は日本の人権・公益弁護実務にかかわるもので、アジアの国である日本でも困難を乗り越えて弁護士が人権保障のために活動していることやその方法論などを教えた。さらに、比較憲法では、ビルマ以外の国で憲法上どのような権利が保障され、活用されているのか、を学ぶことを通じて、一国ではなく国際的視点からビルマの実情を考えてもらうこととした。講義は大変好評を得て、来期も継続して教育する必要性が高いことが痛感された。

(4) 今後の方針

2010年度も、国際ボランティア基金から助成を得ることができたことから、今後も教育支援を継続する。現在、2010年の教育プログラムの打ち合わせ等を行っており、2010年6月末から4日間ほど、事務局長及び弁護士2名が現地へ赴き、支援内容の打ち合わせを行った。2010年8月から順次現地へ講師を派遣する予定でいる。

さらに、今年度は、今井記念海外協力基金からの助成を受けたことから、現地の教育ニーズに応じた講義を提供すべく積極的に支援する予定である。将来的にはビルマプロジェクトとしてビルマ国境付近で地道に行われている人権教育、法教育を活発化させるため、その援助について取り組みを発展させるつもりである。

2 その他

今期は以下のセミナーに講師として参加し、日本の人権状況に関して報告、各国の取り組みについてもコメントを行うなどした。

4月20日から24日まで「アジアの法の支配に関する憲章」に関するコンサルテーション（主催・アジア人権委員会）

9月11日から14日まで「Rule of Law プログラム」（主催：マンズフィールド財団）

3月25日から26日まで 国際会議「アジアの国内法及び法学における国際人権基準」に参加（主催 ヒューライツ大阪）

アジア地域の人権 NGO の会合に参加する機会のたびに、同様のトレーニング・研修をしてほしいとの希望が HRN に寄せられている。アジア地域の人権活動家、法律家は、法律と現実のギャップ、司法の腐敗、人権活動家に対する抑圧、公益的訴訟の困難など、様々な困難に直面し、アジアの実例として日本の経験に学びたいとの要望が多い。日本の実務は決してすべてが手本になるものとは言えないものの、日本の人権活動、公益的訴訟の経験を伝える技術支援が諸外国の人権・法の支配の促進に寄与するのであれば、今後も積極的に要請に応えていきたい。

V 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業（外交政策・開発援助と人権プロジェクト）

HRNは、日本の外交・援助政策全般において、人権の主流化を求め、人権外交のための政策提言を行っている。

1 人権を基礎におく外交・援助政策を求めて

HRNは、これまで、外交・援助政策において、人権の保護・促進を主流化し、人権を基礎とした外交・援助を行うよう求めてきた。日本はアジア諸国に対する主要援助国であり、国連人権理事会理事国であるなど、様々な意味で影響力を有する国である。ところが、これまでは人権問題に関して沈黙したまま経済援助を行うことが多く、人権侵害を助長する要因もつくりだしてきた。日本がその影響力を適切に行使すれば、人権の保護・促進に大きな役割を果たし得ることから、HRNとしては日本政府への働きかけ・提言を行っている。

2009年9月、新しい民主党政権が誕生したのを機に、HRNでは、日本政府に対する国内外の人権政策に関する研究成果を提言書「日本の新政権誕生にあたり、国内外の人権政策の推進のために要望すること」にまとめ、9月7日に発表した。この提言は、多国間、二国間、国連との協同による対外的な人権外交・援助政策の提言と並んで、新政権がマニフェストで掲げていた国内人権状況の改革に関する履行を含む国内人権政策の提言も含むものであった。

HRNはこの提言書を新政権首脳に郵送し、千葉法務大臣、西村外務省政務官に対して要請・懇談を行った。

その後提言書を読んだ与党議員らの提案により、HRNの政策提言をひとつの参考としつつ、市民社会との議論をもとに今後の日本における人権政策をきちんと検討し、議論していく超党派の議員連盟の設立が提案された。HRNとしてはこの提案を支持し、議員連盟結成に向けた動きに参加した。

これを受けて、2010年5月19日に「人権問題を市民とともに考える議員連盟」が発足した。議連の活動は始まったばかりであり、未だ超党派的な広がりや若手議員の参加が少ないが、今後参加議員に広がりができるよう促進し、議連を通じて日本の国内外の人権政策の転換が図られることが期待され、そのためにHRNとしても引き続き貢献していきたいと考えている。

2 個別の要請

アジアやパレスチナ、スーダンなどの紛争地において深刻な人権侵害が発生した機会には、日本政府に対し、問題解決へのイニシアティブを発揮するよう具体的に求める声明を発表するほか、外務省政務官・人権人道課への申し入れなどを行ってきた。今期も引き続き同様の活動を行っており、さらに、アジアの枠を超えて、きわめて深刻な人権状況に対する対応を求める要請活動も行っている。

また、ODA に関する NGO 外務省定期政策協議や「開発と女性議員連盟」に参加し、人権、ジェンダーの視点を援助政策に取り入れるよう発言を行ってきた。

VI 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業（国内情報提供プロジェクト）

1 国内の人権問題に解決に関連する活動

（１）活動の内容

HRN では、国内の人権問題解決に関して、1) 国内の人権問題の解決について有益な国際人権基準の紹介、2) 条約機関の委員会の勧告実施など国際人権の国内実施のためのアドボカシーを行っている。

（２）今期の活動

① 人権政策の転換を求める要請・提言

2009年9月、新しい民主党政権が誕生したのを機に、「日本の新政権誕生にあたり、国内外の人権政策の推進のために要望すること」を9月7日に発表、新政権がマニフェストで掲げていた国内人権状況の改革に関する履行を含む国内人権政策の提言を行い、千葉法務大臣、西村外務省政務官に対して要請・懇談を行った。

さらに同年10月、「国連が是正を求める日本の人権状況－勧告の一覧」を作成し、法務大臣、外務大臣、各副大臣、各政務官へ送付し、条約機関や国連人権理事会普遍的定期的審査、さらに特別報告書から受けた勧告を示し、国際人権基準を日本において実現する誠実かつ速やかな措置をとるよう求めた。

<http://hrn.or.jp/activity/kokuren-ga-zesei-wo-motomeru-nihon.pdf>

同年12月10日には世界人権デー記念シンポジウムとして、「世界が注目する日本の人権改革－政権と市民社会の課題を語る」を開催、アムネスティ・インターナショナル日本の寺中事務局長、申へボン青山学院大学教授、HRNの理事東澤靖をパネリスト、理事長阿部浩己をコーディネーターとして日本の人権システムの改革の提案を行い、国会議員の出席も得た。

さらに2010年1月18日、通常国会開会にあたり日本政府に対し、1) 自由権規約の第一選択議定書をはじめ、国際人権諸条約の個人通報を実現するための選択議定書の批准を今通常国会に求めること、2) 取調べの全面可視化・証拠開示に関する法律を今国会に上程すること、3) 女性差別・婚外子差別を是正するための民法改正を今国会に上程すること、4) 国内人権機関の設置について、市民社会の声を反映させた、パリ原則に基づく法案の検討を進めることを要請した。

② 高校授業料無償化をめぐる問題について

政府が2010年4月から実施を予定している高校授業料無償化をめぐり、朝鮮学校の除外を求める声が閣僚から上がり、2月26日朝の会見では、鳩山由紀夫首相も朝鮮学校の除外を検討していると述べた。2010年3月1日、HRNは、「朝鮮学校のみを除外する措置は、憲法および日本が批准している人権条約上の義務に明確に違反する重大な差別であって、万一にも導入されれば、日本の人権政策の歴史的汚点となる」として、国際人権条約および条約機関からの日本に対する勧告を示して、高校授業料無償化からの朝鮮学校除外に反対する見解を発表し、首相、関係閣僚、全政党に対しこれを送付するとともに3月4日、中川文部副大臣に直接要請を行うとともに、民主党幹事長室にも要請した。

③ CEDAW 勧告の実現とジェンダー平等について

3月13日に開催される、日本学術会議シンポジウム「日本のジェンダー平等の達成と課題を総点検する—CEDAW(国連女性差別撤廃委員会)勧告2009を中心に—」に、理事長阿部浩己、事務局長伊藤和子が参加し、CEDAWによって日本に課される義務と現実の乖離を指摘するとともに2009年の勧告を実施に移すにあたっての課題を提案した。

(3) 今後の課題

人権に関する積極的な公約をした民主党を中心とする政権が誕生したが、これまでに選択議定書の批准、国内人権機関の設置、女性の権利、刑事手続に関連する制度改革はどれも実現しておらず、国際人権基準と国内の人権状況のギャップは未だ埋まっておらず、国際人権条約に無理解な政策決定もなされている。今後とも国際人権基準を紹介するとともに、これを遵守した人権政策を行うよう求めていく。また、後述の「国際人権先例プロジェクト」の成果も今後の政策提言に活用していきたい。

2 国連人権理事会、及び関連する国際諸機関における、新たな国際人権保障メカニズムの研究

(1) 経緯

2009年2月、2009年度の日弁連法務研究財団の研究申請に「2006年に設置された国連人権理事会、及び関連する国際諸機関における、新たな国際人権保障メカニズムの研究」を応募し、助成金を獲得した。主任研究員を事務局長伊藤和子とし、その他、小豆澤史絵会員、鈴木麻子会員、須田洋平会員、安孫子理良会員、枝川充志会員による研究班を構成した。

(2) 目的

研究の主たる目的は、2006年に発足した国連人権理事会の存在意義や同理事会を中心とする人権保障メカニズムについての知見を深めるべく、①国連人権理事会の国連における位置づけ・制度概要、及び関連諸機関の連携状況、②発足から3年を経

過（理事国の任期は3年）した09年における同理事会に対する関連諸機関の評価を把握し、新たな国際人権保障メカニズムについて総合的研究を行い、③日本の法曹、市民、NGOが、自らが直面する人権諸課題をどのようにしてこのメカニズムに反映させることができるかを検討することにある。

（3）2009年度の活動内容

① 概観

2009年3月及び同年9月にジュネーブに赴き、国連人権理事会メンバー国の人権担代表及びNGOから話を聞き、また実際に理事会を傍聴して人権アドボカシーの具体的な内容及びその影響について調査研究をした。また国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の「市民社会のためのハンドブック」の日本語訳作成も進めている。

② 具体的内容

2009年3月、主任の事務局長伊藤和子がジュネーブに赴き、OHCHRを訪問し、地域担当官から人権理事会における動向についての情報提供を受けた。その上で伊藤は人権理事会を傍聴し、基礎的な情報を収集した。

2009年9月、主任の伊藤和子及び研究員の安孫子理良がジュネーブに赴いた。その上で、カンボジア・ビルマ・パレスチナ、3地域における人権侵害を題材に、人権侵害に対応する決議がどのようにして生成していくのかについての実地研究を行った（なお、結論としては、前二者についての決議は採択されたが、パレスチナについての決議は延期とされた。）。

また現地ではOHCHRを訪問し全体的な状況についての情報提供を受けた。その上で、人権理事会メンバー国であるスウェーデン・ノルウェー・エジプト・韓国・日本・アメリカの人権担当の代表から、各国の活動及びNGOの動向に対する反応をヒアリングした。

さらにアジア人権委員会・FIDH（フランス）・国際法律家委員会等のNGOからヒアリングを行い、各NGOのアドボカシーや決議が採択され、あるいは延期となった理由について調査をした。

OHCHRの概要やアクセス方法等が網羅されている「市民社会のためのハンドブック」がOHCHRより英語で出版されていることから、同ハンドブックの各章につき日本語訳の作成に着手し、出版にむけて訳語のチェックを行う等している。なお、OHCHRからは日本語訳の完成を期待しているとのコメントを現在までにいただいている。

（4）2010年度の活動方針（予定）

①上記研究活動、具体的には2009年3月及び9月における国連人権理事会への参加、関係者へのヒアリング等から、人権理事会の概要やNGOが抱える問題が明らかになった。そこでこれら課題を整理し、どのような解決方法があるのか、また人権

アドボカシー活動を活性化させるためにどのような解決方法があるのか、日本国内へそれら活動をどのように還元すべきか等について、さらなる研究を行う。

②アジアで人権機構の状況、とりわけバンコクの OHCHR 状況についての研究、国連総会の人権理事会の議論や決議事項が引き継がれていることから、ニューヨークでの研究を行う。

③OHCHR の「市民社会のためのハンドブック」の翻訳作業を継続し、年内における第 1 稿の完成を目指す。

3 書籍出版

2009 年 6 月に発刊された HRN 編集の書籍『人権で世界を変える 30 の方法』（合同出版）の普及を行った。初回発行部数は 4000 部で、2010 年 2 月にさらに 2000 部の増刷が決定している。HRN もその他事業として本年度に約 600 冊を販売・寄贈した。

同書籍は、合同出版の「30 の方法シリーズ」の最新版であり、「人権って何」、「人権はどうして国境を越えるの」といった問いに答えつつ、世界の人権問題を中学生から大学生等の若い読者をターゲットに執筆、編集が進められた。

2009 年 7 月 24 日には、総会後のイベントとして「人権で世界を変える 30 の方法」の出版記念トークイベント「～海のむこうでおきてること、そしてそれをつたえること～」を開催し、根本かおる氏（国連 UNHCR 協会・事務局長）、日置一太氏（NHK グローバルメディア・番組制作部チーフプロデューサー）、志葉玲氏（フリージャーナリスト）をゲストに迎えて、土井香苗氏（ヒューマン・ライツ・ウォッチ東京ディレクター／HRN 理事）をコーディネーターとして、トークイベントを行った。第二部では、執筆者によるリレートークなどを行い、同書籍の普及に努めた。その後も、各種企画、イベントにおいて書籍販売を行った。

4 国際先例プロジェクト

本プロジェクトでは、自由権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約の 4 つの個人通報制度に焦点を当て、それぞれの条約機関が出した先例を紹介している。さらに昨年度からは、ウェブサイト上だけでなく、再編集した内容を神奈川大学のロージャーナルで紹介している。

今後とも重要な先例を紹介する定期的に紹介し、質、量共に更に充実させていく予定である。

5 世界の人権は今

世界では、日々、人権侵害・被害を伝えるニュース、それに取り組む人々・団体の行動など、人権をめぐる様々な出来事が起きている。しかし、これらの国際的な情報・ニュースの中には、重要なものであっても、英文だけに限られ、日本のメディア・日本語では十分に伝えられていないものも少なくない。そこで、①ウェブサイトに「世界の人権は今」のコーナーを設け、『「知ること、知らせること」から、私たちが「気づき、考えること」を始めていけるように』というメッセージの下、②当面、HRNが重点的に取り組むなど関心をもっているアジア地域の情報について、③国連ニュース・国連文書を中心としつつ、他のNGOや現地紙の情報なども適宜織り込みながら、④英文の人権情報の翻訳による紹介をしている。

2008年1月以降、一時アップデートが止まっていたが、HRNのウェブサイトのリニューアルを踏まえ、2009年7月から、安孫子理良会員を中心に、新しい翻訳ボランティアの協力を受けて体制を強化し、情報のアップデートを再開した。

6 学習会等

今期は、下記三に記載したとおり、イベント、セミナーを開催した。今期はアウトリーチを重視したため、イベント・学習会を数多く開催したのが特徴であり、おおむね盛況であった。

当団体所属のボランティアからの発案で昨年度からスタートした「世界の人権問題を語り、考え、交流するためのイベント」ヒューマンライツ・カフェを継続して行い、引き続き好評を得ている。また、新しく運営顧問会主催の勉強会を企画し、若手弁護士で国際人権に関心のある方々の交流の場に今後もしていきたい。

また、他団体が主催するシンポジウムやセミナーへの出演依頼も増えている。

三 HRN が主催・参加したイベント、セミナー等の開催

今期開催・参加したイベント・セミナーは以下のとおりである（＊開催日・タイトル・とくに記載のない企画は HRN 主催）

<2009 年>

- ・ 4/10 ヒューマンライツ・カフェ第 3 弾・伊藤千尋さんトークショー、この 25 年・世界一周 『人権を巡る旅』
- ・ 4/18・19 アースデイ東京 2009 に出展
- ・ 5/16 "Asian Activist-a 2009" 世界を変えようとする女性たち—インド女性に対する暴力への挑戦
- ・ 6/2 国際人権セミナー「貧困と人権」（講師：Dan Banik 氏、オスロ大学）（※青山学院大学人権研究会との共催）
- ・ 6/12 公認会計士天野敦之事務所主催の「社会を幸せにする働き方」～人権派弁護士と公認会計士が語る・自分を活かす方法～に事務局長の伊藤和子が参加
- ・ 7/8 タイにある「みらいの法律学校」訪問とビルマからタイに逃れてきた難民取材報告会
- ・ 7/10 人権の視点から見たパレスチナ～西岸・ガザからの現地報告と和平の行方（東京大学「人間の安全保障プログラム」、（株）法学館共同研究プロジェクト、（特活）日本国際ボランティアセンターとの共催）
- ・ 7/19 パレスチナでいま何が起きているのか（HRN 関西主催）
- ・ 7/24 『人権で世界を変える 30 の方法』出版記念トークイベント（NPO 法人 HRN 第 2 回総会後に開催）
- ・ 8/25 ヒューマンライツ・カフェ第 4 弾～アフリカンナイト～
- ・ 9/13 「NGO まつり in 上野 2009」（※主催は NGO まつり in 上野 2009 実行委員会。アフリカ日本協議会（AJF）、オックスファム・ジャパン、国際子ども権利センター（C-Rights）、シェア＝国際保健協力市民の会、自然エネルギー推進市民フォーラム（REPP）、世界連邦運動協会、日本国際ボランティアセンター（JVC）、フリー・ザ・チルドレン・ジャパン（FTCJ）との共催）
- ・ 9/12 子どもの権利プロジェクト学習会「アジアにおける人身売買の現状と私たちにできること」
- ・ 10/3・4 グローバルフェスタ JAPAN2009 に出展
- ・ 10/18 「今そこにある危機 ダルフール・ジェノサイドに何ができるか」（※東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラム、東京大学ジェノサイド研究会との共催）
- ・ 11/26 『パレスチナ・ガザ紛争から 1 年：現地情勢に関する国会議員・NGO の意見交換会』（超党派議員の呼びかけによる開催）
- ・ 11/27 ビルマ・タイ国境の町で「みらいの法律家学校 — ピース・ロー・アカデミーでの活動報告」

- ・ 12/10 『世界人権デー』アクション世界中のすべての人々に"人権"と"自由"を！（在日ビルマ人共同行動実行委員会（JAC）、ビルマ市民フォーラム、（社）アムネスティ・インターナショナル日本 との共催）
- ・ 12/11 「世界が注目する日本の人権改革 ―新政権と市民社会の課題を語る」
- ・ 12/12 世界人権デー・イベント「人権で世界を変える方法」（HRN 関西主催）
- ・ 12/17 ヒューマンライツ・カフェ☆Christmas Special Live
- ・ 12/26 「ガザ攻撃から1年～パレスチナに生命の光を！～現地報告 & FREE GAZA 人文字キャンドル」（主催はガザに光を！実行委員会。（特活）アーユス仏教国際協力ネットワーク／社団法人アムネスティ・インターナショナル日本／在日本韓国YMCA／（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC）／日本聖公会東京教区「エルサレム教区協働委員会」／日本YWCA／（特活）パレスチナ子どものキャンペーン／パレスチナの子供の里親運動／ピースボート との共催）

<2010年>

- ・ 1/12 ジョン・パッカー氏講演会「人権の視点から見た紛争予防・紛争解決」（※青山学院大学人権研究会 との共催）
- ・ 2/6・7 ワン・ワールド・フェスティバル実行委員会主催の国際協力祭、『2009年度ワン・ワールド・フェスティバル』に HRN 関西が出席
- ・ 2/9 ガザ紛争は解決していない～国際社会は国連決議にのっとった行動を
- ・ 2/9 院内集会（（社）アムネスティ・インターナショナル日本、特定非営利活動法人アーユス仏教国際協力ネットワーク、（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC）、日本聖公会東京教区「エルサレム教区協働委員会」、日本YWCA、（特活）パレスチナ子どものキャンペーン、パレスチナの子供の里親運動、ピースボートとの共催）
- ・ 2/24 62期歓迎講演会『こんなのもあり！？これからの“国際派弁護士”の歩き方』
- ・ 3/13 日本学術会議主催のシンポジウム「日本のジェンダー平等の達成と課題を総点検する―CEDAW（国連女性差別撤廃委員会）勧告2009を中心に―」に、理事長の阿部浩己、事務局長の伊藤和子が参加
- ・ 3/21 イラク戦争の検証を求めるネットワーク主催の『イラク戦争なんだったの！？～開戦から7年・検証シンポジウム』に理事の東澤靖が参加
- ・ 3/23 運営顧問会主催勉強会、『久保利英明弁護士が語る！～私の軌跡～』

四 会合出席等

HRN 発足以後、国内における様々な NGO 等の会合に出席し、ネットワークを広げている。参加した会合等は下記のとおりである。

I 海外

<2009年>

- ・ 4/20～24 「アジアの法の支配に関する憲章」に関するコンサルテーションに参加（主催・アジア人権委員会）

- ・ 5/3～5 バンコクで開催された国際会議「ビルマにおいて人権を促進し、不処罰を終わらせるために:とるべき手段とは?」(主催 FIDH ほか)に参加
- ・ 9/11～14 「Rule of Law プログラム」(主催 マンスフィールド財団)に参加
- ・ 9/11～12 ノルウェー・オスロで開催された国際会議「紛争、商業、正義へのアクセス・企業の人権侵害への関与に関する司法救済措置についての実践的な課題を検証する」(ノルウェー平和センター、アムネスティ・インターナショナル、Fafo (ノルウェーの NGO))に参加
- ・ 9/16～24 ジュネーブ人権理事会出席
- ・ 11/11～14 ウィーンで開催されたワールド・ジャスティス・フォーラムに事務局長伊藤和子が報告者として出席

<2010 年>

- ・ 3/25～26 バンコクで開催された国際会議「アジアの国内法及び法学における国際人権基準」に参加(主催 ヒューライツ大阪)

II 国内

<2009 年>

- ・ 5/14 開発と女性議員連盟勉強会出席
- ・ 6/5 (特活)地雷廃絶日本キャンペーン総会シンポジウムに事務局長伊藤和子が参加。
- ・ 6/30 国連大学公開講座―地球規模課題シリーズ第 8 回「長期化する難民状況」に事務局長伊藤和子がコメンテーターとして参加
- ・ 11/26 院内集会、『パレスチナ・ガザ紛争から 1 年：現地情勢に関する国会議員・NGO の意見交換会』(超党派議員の呼びかけによる開催)

<2010 年>

- ・ 1/21 「どこに行ってる? 私のお金」キャンペーン キックオフシンポジウム(主催(特活)地雷廃絶日本キャンペーン(JCBL)ほか)に、事務局長伊藤和子が発言者として参加
- ・ 2/9 「ガザ紛争は解決していない～国際社会は国連決議にのっとった行動を―2.9 院内集会」((社)アムネスティ・インターナショナル日本、(特活)アーユス仏教国際協力ネットワーク、(特活)日本国際ボランティアセンター(JVC)、日本聖公会東京教区「エルサレム教区協働委員会」、日本 YWCA、(特活)パレスチナ子どものキャンペーン、パレスチナの子供の里親運動、ピースボートとの共催)
- ・ 2 月、理事の伊藤真が JICA でアフリカから来日した若手リーダーに研修
- ・ 3/9、NGO 外務省 ODA 政策協議会に事務局長伊藤和子が出席対イラク ODA 政策に関する検証を求める提案を行う

- ・ 3/13、日本学術会議シンポジウム「日本のジェンダー平等の達成と課題を総点検する—CEDAW（国連女性差別撤廃委員会）勧告 2009 を中心に—」に、理事長阿部浩己、事務局長伊藤和子がパネリストとして参加
- ・ 3/21、「イラク戦争なんだったの!？」と題する市民集会に理事の東澤靖が参加

五 成果物・意見表明

I 声明等

- ・ 2009/05/18、【声明】「ビルマ民主化指導者アウンサンスーチー氏のインsein収容所への連行に抗議し、国際社会の緊急な対処を求める」)
- ・ 2009/08/15 【声明】アウンサンスーチー氏への不当判決に抗議し、同氏とすべての政治犯の即時・無条件釈放、民主化対話の開始を求める。
- ・ 2009/09/05 【要請】日本政府に対し、国連人権理事会選出の、カンボジアの人権状況に関する特別報告者である Surya Prasad Subedi 氏の任務継続にむけての要請
- ・ 2009/09/07 【提言】日本の新政権誕生にあたり、国内外の人権政策の推進のために要望すること
- ・ 2009/11/03 【声明】国連ガザ独立調査団の報告書を歓迎～国際社会に対し、勧告を実施し、正義の実現に動くよう要請する。
- ・ 2009/12/25 【要請書】NGOによる日本政府のイラク政策検証のための独立調査委員会設置を求める共同要請書
- ・ 2010/01/19 【要請書】1月18日人権関連法案成立および人権条約選択議定書の批准の今国会での実現を求める要請書を提出
- ・ 2010/02/09 【政策提言】イスラエル・パレスチナ間の紛争に関する見解
- ・ 2010/02/18 【要請書】ビルマ民主化にむけての日本政府の主導的役割を求める要請書を発表
- ・ 2010/03/01 【声明】高校授業料無償化政策からの朝鮮学校除外に反対する緊急の要請書
- ・ 2010/03/02 【声明】ガザ紛争:2月26日国連総会決議を受けての声明「日本とヨーロッパ諸国の賛成を歓迎する一方、国際社会のより積極的な行動が今後不可欠」

II 報告書・意見書等

- ・ 2009/05/18 【レポート】第三国定住—各国再定住政策の比較検討
- ・ 2009/07/20 【レポート】尊厳ある女性たちの生を求めて～インド女性に対する暴力に関する報告書
- ・ 2009/09/08 【レポート】2008年12月27日から2009年1月19日のガザ攻撃における、国連関連施設の被害に関する国連本部調査委員会の報告書（日本語版）
- ・ 2009/10/22 【レポート】国連が是正を求める日本の人権状況・勧告の一覧

Ⅲ 賛同した声明等

- ・ 2009/05/25 【要請】スリランカ紛争—国内避難民を保護するための政策への転換を（NGO共同書簡）
- ・ 2009/10/22 【声明】スリランカの人権状況に関する共同書簡
- ・ 2009/10/20 【声明】ガザ紛争：ゴールドストーン勧告の実現報告書に関する共同要請書
- ・ 2009/11/03 【声明】11月4日、国連総会がガザ紛争について討議～世界のNGOが人権侵害の調査を求める総会決議を要求
- ・ 2009/11/24 【提言】「国際協力・ODAの抜本的見直しに関する国際協力NGOの共同提言2009」に賛同

第二 組織運営

一 会員の状況等

正会員 564 名（うち学生等会員 103 名）、賛助会員 115 名、法人会員 5 名、団体会員 1 名の合計名である（2010 年 7 月 13 日現在）。

法人会員は、スキヤデン・アープス外国法事務弁護士事務所／日比谷パーク法律事務所／西村あさひ法律事務所／長島・大野・常松法律事務所／TMI 総合法律事務所／法学館 伊藤塾、団体会員は、岡山パブリック法律事務所である。

今期は会員向けにニュースレターを 4 号送付（2009 年 4 月、2009 年 7 月、2009 年 11 月、2010 年 3 月）し、メールマガジンの配信を行い、イベントの案内などを行っている。また、会員以外の方々にも広く当会の活動に関心を持ち、サポートしていただくよう、メールマガジンを会員以外の希望者に送信しているが、さらなる参加・サポートの形態を検討したい。

HRN は、日本の市民社会に広く支えられ、影響力の大きい市民団体に成長していきたいと考えており、引き続き会員の皆様のご協力・ご支援をいただくとともに、会員数をさらに飛躍的に向上させていきたいと考えている。個人会員とあわせ、法人会員の増大を図っていきたい。また、法律家以外の市民の方々に広く会員として活動に参加していただきたい。

二 事務所の現状及び理事会・事務局の組織、運営体制

I 事務所

HRN は設立後、台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3 階に事務所を置いている。2008 年 4 月、NPO 認証を受け、特定非営利活動法人となった。

II 役員一覧

1 HRN 理事

理事長 阿部浩己（神奈川大学法科大学院教授）（以下五十音順）

伊藤和子（弁護士）、伊藤千尋（ジャーナリスト）、伊藤真（伊藤塾塾長）、上柳敏郎（弁護士、早稲田大学法科大学院教授）、大石進（日本評論社会長）、川村暁雄（チュラロンコン大学アジア研究所客員研究員）、白石理（アジア・太平洋人権情報センター所長） 須網隆雄（早稲田大学法科大学院教授）、土井香苗（弁護士）、東澤靖（弁護士、明治学院大学法科大学院教授） 宮澤節生（青山学院大学法科大学院教授）

2 HRN 監事

濱田広道（弁護士）

3 HRN 顧問

岩沢雄司（東京大学法学部教授、自由権規約委員）

園部逸夫（弁護士・元最高裁判所判事）

フランク・アップハム（ニューヨーク大学ロースクール教授）

新倉修（青山学院大学法科大学院教授）

横田洋三（中央大学法科大学院教授、国連大学学長特別顧問）

4 HRN 運営顧問

石塚信久（弁護士、スキヤデン・アープス外国法事務弁護士事務所）、伊藤茂昭（弁護士、シティニューワ法律事務所）、内田晴康（弁護士、森・濱田松本法律事務所）
大橋宏一郎（弁護士、ホワイト&ケース法律事務所）、岡田和樹（弁護士、フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所）、片山達（弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所）、久保利英明（弁護士、日比谷パーク法律事務所）、下條正浩（弁護士、西村あさひ法律事務所）、白井勝己（弁護士、TMI 総合法律事務所）、濱田邦夫（弁護士、森・濱田松本法律事務所）、原壽（弁護士、長島・大野・常松法律事務所）、ピーターJ.スターン（弁護士、モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所）

5 HRN 事務局

事務局長伊藤和子（弁護士）

浅井美絵（スタッフ）、小豆澤史絵（弁護士）、安孫子理良（弁護士）、枝川充志（弁護士）、大川秀史（弁護士）、久保田明人（弁護士）、芝池俊輝（弁護士）、鈴木麻子（弁護士）、須田洋平（弁護士）、田部知江子（弁護士）、土井香苗（弁護士）、中川明子（弁護士）、新倉修（青山学院大学教授）、西方さやか（スタッフ）、原和良（弁護士）、福嶋由里子（大阪大学）、堀石尚男（弁護士）、雪田樹理（弁護士）、山本晋平（弁護士）

6 HRN アドバイザー

秋元由紀（メコン・ウォッチ）、梓澤和幸（弁護士）、内田晴康（森・濱田松本法律事務所）、上村英明（市民外交センター）、熊岡路矢（JANIC 理事）、佐藤安信（東京大学教授）、斉藤誠（弁護士）、パク・チャンウン（漢陽大学教授、韓国国家人権委員会前人権政策本部長）、林陽子（早稲田大学法科大学院教授）、山田洋一（弁護士）、渡邊彰悟（弁護士）

Ⅲ 理事会

理事会は平成 21 年度に 2 回開催し（2009 年 6 月 23 日、2009 年 12 月 1 日）、定款上必要な組織運営事項のほか、団体の方針等について自由討議を行い、意見書等の発表についてはメール等により合意形成を図っている。

Ⅳ 事務局

1 事務局体制

事務局長以下 15 名ほどの事務局メンバーがいるが、弁護士のボランティアによって業務が支えられている。事務局会議を月 1 回行い、今年度は、2 度、一日会議を行った。

事務所には、日常業務に対応するため、パートタイムの（おおむね週 20 時間）事務職員 1 名を置いて活動してきたが、業務の一層の発展を期して、2009 年 1 月よりパートタイムのスタッフをもう一名採用した。アウトリーチ、広報、ファンディングを一層充実させた。また今後会計体制を強化するため、もう一名のスタッフを採用したいと考えている。

また、随時ボランティアを募集して対応しているが、今期はボランティアが定着、拡大した。ボランティアは、翻訳ボランティアと、広報・イベントボランティアに分かれ、それぞれ 15 名程度が参加している。広報・イベントボランティアは、月一度の会合のほか、勉強会を開催し、グッズの作成、販売やイベントの準備などに積極的にかかわっている。翻訳ボランティアの活用には課題が残る。

2008 年 12 月に発足した、関西の「HRN 関西」は、HRN 関西事務局長雪田樹理のもと、10 名程度の事務局メンバーが活動を担っており、活発に活動を展開している。

2 関西の活動

HRN の関西グループは、2008 年 12 月に発足し、今期は、関西独自のイベントに参加するなどの活動を行ってきた。主な活動は以下のとおりである。

（1）各種イベントへの開催、参加

① 2009 年 5 月 17 日には、東京と連続して、AsianActivist・αとして、インドから招聘した JAGORI のナンディーニ・ラオ氏によるインドの女性に対する暴力や女性運動に関する講演と、日本における女性への暴力や法制度との比較やDV被害者の支援について、米田真澄神戸女学院大学准教授、DVシェルター「いくの学園」のスタッフをパネリストに迎えて、関西事務局長雪田のコーディネーターの下、パネルディスカッションを行った。参加者は 50 人弱であり、終了後はインド料理で打ち上げをして会員の懇親を深めた。

② 続いて 7 月 19 日、特別報告者として、フリージャーナリストの土井敏邦氏を迎えて、「パレスチナでいま何が起きているのかーガザ・ヨルダン川西岸の現状と国

際的課題一」を開催した。土井氏の講演の後、HRNのパレスチナプロジェクトの清末愛砂、吉野太郎、枝川充志から、ヨルダン川西岸地区の現状報告と国際的な対応について報告がなされ、最後にHRNの取り組みや日本政府に対し要望書を提出したことを事務局長の伊藤和子が報告した。70人以上の予想を超える参加者で盛会となった。

③ 12月12日には、世界人権宣言の採択を記念した12月10日「世界人権デー」にちなんだイベントとして、「人権で世界を変える方法～楽しく学び実践しよう～」を開催した。講師には「アジア女性自立プロジェクト」のもりきかずみ氏、「きんだあらんど」の蓮岡修氏をお迎えし、子ども達も参加して、アジアの女性達とフェアトレード、絵本で学ぶ平和とは何かを考えた。少人数の集まりであったが、新聞の催し物欄を見ての参加者もあり、フェアトレードのお菓子とお茶付の企画で楽しく学習することができた。

④ 2010年2月6～7日と二日間、大阪国際交流センターで開催された「ワンワールド・フェスティバル」にHRNとして、初めてブースを出展した。『人権で世界を変える30の方法』や会報などの物販もよく売れ、ブースに立ち止まってくれる人も多かった。多様なNGOが参加し、多くの催し物が行われているワンワールド・フェスティバルでは、参加したHRNの会員もそれぞれ興味ある企画に顔を出して、楽しみながら多くのことを吸収し、また、会員同士の交流も実現した。

⑤ 3月22日は、エル大阪で開かれた「おおさか社会フォーラム」にコーナーを出展した。ワンワールド・フェスティバルは若い人が多かったのに対して、同フォーラムでは、年齢層が上の社会派の人達にHRNの活動を広めることが出来た。

(2) ニュースレターの発行

関西の会員向けのニュースを6月10日に第2号、10月13日に第3号を発行し、関西での活動報告とともに、講演内容を詳細に報告する記事を掲載して、会員に還元するようにしている。今期は、15名程度の会員が事務局会議に参加した。

V プロジェクト参加メンバー

今期は各プロジェクトに多くのメンバーが新たに加わった。女性に対する暴力プロジェクト、国際先例プロジェクト、パレスチナプロジェクトなど、比較的若手の研究者の方々にプロジェクトに参加していただいている。これは特筆すべきであり、今後実務家と研究者による共同作業の機会を増やしていきたい。

さらに、今期は引き続き、モリソン・フォースター外国法事務所、伊藤・見富法律事務所、スキャデン・アープス外国法事務所にご協力を得て、リサーチ活動に参加していただいた。今期はホワイトアンドケース法律事務所ともプロボノ提携関係を構築した。こうした経験から、日頃人権活動を主たる業務としない法律事務所の中でも、HRNの扱う国境を越えた人権活動に対する関心や参加の意欲がみられることがわかり、勇気づけられた。今後とも、大手法律事務所が人権NGO活

動を支えている諸外国の例にならい、さらに多くの法律事務所からのプロボノ活動の受け入れを図り、弁護士数の多い法律事務所との連携を強化していきたい。

HRN では、インターンを積極的に受け入れており、調査研究に關与している。各プロジェクトには、インターンや事務局以外の参加メンバーも参加して、それぞれ事務局会議とは別に会議を開催し、活動を行っている。

三 広報、会計、ファンドレイズ

I 会費収入について

まず今期は、会員からの寄付や複数口の年会費支払いをしていただくなど多大なご協力を得られたことを心より感謝したい。また今期は会費未納の会員についても郵送、メール、FAX 等数回に分けて支払いのお願いをしたが、請求を機に退会された会員もいる。今後も会費のお願いとともに HRN の活動理解をいただく方策をきめ細かく検討していくことが課題である。また、会員の一層の拡大をはかっていくことが重要と考えている。

II 寄付・助成金等の収入について

今期はピース・ロー・アカデミーへの助成金獲得をはじめ、財団収入が入り始めてきた。今後も積極的かつ計画的に財団申請を進めていく必要がある。

また、国連の助成金を得たリサーチプロジェクトについての機会を探り、獲得したい。

運営顧問会議のご協力を得て、法人会員など、大手法律事務所からのご協力は前進しており、来期は一層前進させたい。

企業からの寄付については、経団連 1%クラブに加入し、企業訪問なども行っているが、経済状況を反映してか、困難である。今後、企業の社会的責任に関する啓発活動などとあわせ、方策を見出したい。労働組合からの協力を得ることもひとつの方策である。

来期は、寄付を容易にするための認定 NPO の資格取得にむけて注力する。

また来期は、チャリティ・ランの企画を予定しているが、これを成功させ、活動財源としたい。また、当会に関わる人的リソースを生かして、有料の講座企画の開催を検討する。

III 広報について

広報については、ウェブサイトの更新が完了し、リーフレットの改定が 2010 年 7 月に完了した。

今期も市民への浸透ということで、多くのアウトリーチの機会を持つことを重視したが、メディアの活用に関してより戦略的に検討をしていく必要がある。活動の成果を適宜、書籍・論文にまとめ、寄稿するなどの活動が必要である。

四 各種会議開催状況

2008年度は、事務局会議を月におおむね1回開催するほか、年に2回1日会議を開催して活動の評価と予定を議論した。プロジェクトが増え、各プロジェクト会議を月一度程度行っていることから、会議負担を減らすため、プロジェクトの共有も事務局会議で議論することとした。さらに、広報・ファンドレイジング会議と諸行事の企画を合体して、企画・広報会議として開催している。

I 2009年度 事務局会議開催日

2009/4/27、5/29、6/23、7/13、8/28（一日会議）、9/28、10/30、11/30、12/21、2010/1/19、2/20（一日会議）、3/30

II 2009年度 理事会開催日

2009/6/23、12/1、その後2010/6/22にも理事会を開催した。

III 2009年度 運営顧問会議開催日

2009/7/14、11/16、2010/02/08

第三 会計・財務

2009 年会計報告・収支計算書（別紙添付）

活動内容に記載したとおり、HRN の活動、とりわけ国際支援活動はアジア諸国にまたがり、活動内容も多岐にわたっているため、期待される活動に比して収入が少ない状況は続いている。調査には海外への渡航費が必要となるが、現状では事務局員が自己負担している場合がほとんどである。また国連等国际会議で積極的に活動していくことが重要であるが、現状では自己負担ないし招聘以外では厳しい状況にある。

海外からの様々な要請に答え、プロジェクトを充実させ、アジア地域の人権状況のウォッチ・ドッグとして活動していくためには抜本的に財政状況を充実させることが極めて重要である。

会のいっそうの発展のために皆様の一層のご協力をお願いいたします。

以上